

令和5年5月16日  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所 環境技術開発センター  
環境保全部 廃棄物管理課

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所の特定廃棄物管理施設  
定期事業者検査の終了報告について

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
代表者の氏名 理事長 小口 正範

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所  
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

対象及び方法 添付資料「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査実績」に示す。  
期 日 令和4年6月15日～令和5年3月28日

4. 検査の実績又は予定の概要

添付資料「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査実績」に示す。

なお、定期事業者検査成績書における所見及び処置すべき事項はなかった。

添付資料

添付資料 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査実績

参考資料

廃棄物管理施設 施設管理実施計画  
令和4年度 定期事業者検査実績 (詳細)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査実績

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理 施設の性能に係る 技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書 番 号 ※4	検査実績	備 考	
第9条 第1号	計測制御系統施設 (第19条)	計測制御系 統施設	廃液貯槽Ⅰ計測設備 廃液貯槽Ⅱ計測設備 廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備 処理済廃液貯槽計測設備 排水監視設備計測設備 セメント固化装置計測設備	警報検査 (液位異常上昇)	A-001	R4.9.28, 9.29 9.30, R5.2.13		
				警報検査 (漏えい検知)				
			$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置温度計測制御設備※3 $\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備※3 $\alpha$ 焼却装置温度計測制御設備 $\alpha$ 焼却装置圧力計測制御設備	警報検査 (温度異常高、炉内負圧低下)	A-002	R4.8.2, R5.3.27		$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置温度計測制御設備及び $\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備 においては、保安記録確認検査により 実施状況を確認
			$\beta$ ・ $\gamma$ 封入設備圧力計測制御設備 $\beta$ ・ $\gamma$ 貯蔵セル圧力計測制御設備 $\alpha$ ホール設備圧力計測制御設備 $\alpha$ 封入設備圧力計測制御設備	警報検査 (セル内負圧低下) 機能検査	A-003	R4.7.25, 9.13 9.14, 9.15		機能検査については、 $\beta$ ・ $\gamma$ 封入設備 圧力計測制御設備及び $\beta$ ・ $\gamma$ 貯蔵 セル圧力計測制御設備が対象
			管理機械棟集中監視設備 警備所大洗研究所主警報盤	警報検査 (作動・表示)	A-004	R4.8.9		
			セメント固化装置計測設備	機能検査 (インターロックに係る検査)	A-005	R4.10.12, 10.13 R5.2.15		
			第9条 第2号	処理施設及び廃棄 施設 (第16条)	廃棄物管理 設備本体の 処理施設	化学処理装置※3		処理能力検査
廃液蒸発装置Ⅰ	処理能力検査	B-002				R4.7.12, 7.13		
廃液蒸発装置Ⅱ	処理能力検査	B-003				R4.7.22, 7.25		
セメント固化装置	処理能力検査	B-013				R4.10.12, R5.2.15		
$\beta$ ・ $\gamma$ 圧縮装置Ⅰ	処理能力検査	B-004				R4.9.1		
$\beta$ ・ $\gamma$ 圧縮装置Ⅱ	処理能力検査	B-005				R4.7.29		
$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置※3	処理能力検査	B-006				R5.3.27	保安記録確認検査 により実施状況を確認	
$\beta$ ・ $\gamma$ 封入設備	処理能力検査	B-007				R4.8.24		
$\alpha$ 焼却装置※3	処理能力検査	B-008				R5.3.24	保安記録確認検査 により実施状況を確認	
$\alpha$ ホール設備	処理能力検査	B-009				R5.2.21		
$\alpha$ 封入設備	処理能力検査	B-010				R4.10.13		

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査実績

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理 施設の性能に係る 技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書 番 号 ※4	検査実績	備 考
第9条 第2号	換気（第13条） 処理施設及び廃棄 物管理施設（第16条）	その他廃棄 物管理設備 の附属施設	管理区域系排気設備	処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-011	R4. 7. 6, 7. 7, 7. 8 7. 11, 7. 14, 7. 15 7. 19, 7. 20, 7. 21 7. 25, 7. 26, 7. 27 7. 28, 7. 29	
			セル系排気設備	処理能力検査（系統捕集効率測定）	B-012	R4. 7. 7, 7. 8, 7. 21 7. 22, 8. 1, 8. 3	
第9条 第3号	放射線管理施設 （第20条）	放射線管理 施設	エリアモニタ	指示精度等検査（点検校正検査；指示精度検査）	C-001	R4. 10. 24, 10. 25 10. 26, 10. 27	
			排気モニタリング設備	指示精度等検査（点検校正検査；指示精度検査、計数効率検査）			
			エリアモニタ	指示精度等検査（警報検査）	C-002	R4. 10. 26, 10. 27	
			排気モニタリング設備				
第9条 第4号	放射線管理施設 （第20条）	廃棄物管理 設備本体の 処理施設	廃液処理棟	線量当量率・放射性物質濃度測定検査	D-001	R4. 10. 24, 10. 27, 10. 28 R5. 2. 20, 2. 22	
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅰ				
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅱ				
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅲ				
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅳ				
			$\alpha$ 固体処理棟				
			管理機械棟				
		廃棄物管理 設備本体の 管理施設	固体集積保管場Ⅰ	線量当量率測定検査	D-002	R4. 10. 28	
			固体集積保管場Ⅱ				
			固体集積保管場Ⅲ				
			固体集積保管場Ⅳ				
			$\alpha$ 固体貯蔵施設				
		放射性廃棄 物の受入れ 施設	廃液貯留施設Ⅰ	線量当量率・放射性物質濃度測定検査	D-003	R4. 10. 24, 10. 27, 10. 28	
			廃液貯留施設Ⅱ				
			有機廃液一時格納庫				
			$\beta$ ・ $\gamma$ 一時格納庫Ⅰ				
			$\beta$ ・ $\gamma$ 一時格納庫Ⅱ				
			$\alpha$ 一時格納庫				

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査実績

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理 施設の性能に係る 技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書 番 号 ※4	検査実績	備 考
第9条 第5号	閉じ込めの機能 (第11条) 換気(第13条) 計測制御系統施設 (第19条)	廃棄物管理 設備本体の 処理施設	$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置※3 $\alpha$ 焼却装置※3	負圧確認検査(焼却炉内、廃棄物分類用ボ ックス内及び灰出しボックス内負圧)	E-001	R5.3.24, 3.27	保安記録確認検査 により実施状況を 確認
		その他廃棄 物管理設備 の附属施設	セル系排気設備	負圧確認検査(セル内等負圧)	E-002	R4.6.28, 6.30 7.25, 7.26	
		廃棄物管理 設備本体の 処理施設	$\alpha$ 焼却装置	作動検査(運転切替)	E-003	R4.6.28, 6.30	
		その他廃棄 物管理設備 の附属施設	$\alpha$ ホール排気設備 管理区域系排気設備、セル系排気設 備	作動検査(ダンプの閉止確認)	E-004	R4.6.27, 6.28, 6.30 7.6, 7.7, 7.8 7.11, 7.14, 7.15	
第9条 第5号	閉じ込めの機能 (第11条) 換気(第13条) 計測制御系統施設 (第19条)	放射性廃棄 物の受入れ 施設	廃液貯槽Ⅱ $\beta$ ・ $\gamma$ 一時格納庫Ⅰ $\beta$ ・ $\gamma$ 一時格納庫Ⅱ $\alpha$ 一時格納庫	排気確認検査	E-005	R4.7.14, 7.15, 9.12	
		廃棄物管理 設備本体の 処理施設	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ $\beta$ ・ $\gamma$ 圧縮装置Ⅰ $\beta$ ・ $\gamma$ 圧縮装置Ⅱ $\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置 セメント固化装置	排気確認検査	E-006	R4.7.14, 9.12	
	閉じ込めの機能 (第11条) 計測制御系統施設 (第19条)		廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ	漏えい検査(目視確認及び検知器不作動)	E-007	R4.7.12, 7.22	
第22条 第2号	計測制御系統施設 (第19条)	計測制御系 統施設	$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置温度計測制御設備※3 $\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備※3 $\alpha$ 焼却装置温度計測制御設備※3 $\alpha$ 焼却装置圧力計測制御設備※3	作動検査(安全制御機能作動検査)	F-001	R5.3.24, 3.27	保安記録確認検査 により実施状況を 確認
	閉じ込めの機能 (第11条)	廃棄物管理 設備本体の 処理施設	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ 排水監視設備	作動検査(漏えい検知)	F-002	R4.7.15	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の特定廃棄物管理施設 令和4年度定期事業者検査実績

管 理 規 則 ※1	特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準※2	施設区分	設備等	検査項目	要領書番号 ※4	検査実績	備 考	
第 22 条 第 2 号	閉じ込めの機能 (第 11 条)	その他廃棄物管理設備の附属施設	α 固体処理棟廃液予備処理装置	作動検査 (液位異常上昇検知)	F-003	R4. 7. 27, 9. 27, 11. 17 R5. 1. 20		
			β・γ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽	作動検査 (漏えい検知)				
	搬送設備 (第 18 条)	放射性廃棄物の受入れ施設	β・γ 貯蔵セルセル内クレーン	廃液貯槽Ⅰ	作動検査 (漏えい検知)	F-004	R4. 8. 10	
				β・γ 封入設備セル内クレーン	作動検査 (クレーン作動)	F-005	R4. 7. 25	
				β・γ 封入設備セル内クレーン	作動検査 (クレーン作動)	F-006	R4. 7. 25, 7. 28	
				α ホール設備セル内クレーン	作動検査 (クレーン作動)	F-007	R4. 7. 13, 7. 26	
				α 封入設備セル内クレーン	作動検査 (クレーン作動)	F-007	R4. 7. 13, 7. 26	
	閉じ込めの機能 (第 11 条)	廃棄物管理設備本体の管理施設	α 固体貯蔵施設貯蔵孔内空気サンプリング設備	作動検査 (空気サンプリング設備作動)	F-008	R4. 7. 14, 7. 15		
火災等による損傷の防止 (第 3 条)	その他廃棄物管理設備の附属施設	消防設備 (消火設備、自動火災報知設備)	保安記録確認検査	F-009	R4. 6. 15			
安全機能を有する施設 (第 17 条) 予備電源 (第 21 条) 通信連絡設備 (第 22 条)		通信連絡設備 (敷地内の通信連絡設備 (構内一斉放送設備)、大洗研究所外通信連絡設備、大洗研究所内通信連絡設備)	性能検査	F-010	R4. 11. 28, 11. 30			
—	—	—	廃棄物管理施設の保安活動	保安記録確認検査 (保安活動)	G-001	R5. 3. 22, 3. 23, 3. 24 3. 27, 3. 28		

※1 : 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則 平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 4 号

※2 : 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則 平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第 33 号

※3 : 特別な保全計画に基づく保全実施対象

※4 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 原子力施設検査室長策定

様式-6 (2)

## 廃棄物管理施設 施設管理実施計画

承認	同意	確認	策定		
環境保全部長	廃棄物取扱主任者	放射線管理部長	減容処理施設準備室長	放射線管理第2課長	廃棄物管理課長

### 【改訂履歴】

制定 : 制定日 令和 4 年 6 月 6 日 施行日 令和 4 年 6 月 15 日  
 改訂 : 改訂日 令和 4 年 9 月 2 日 施行日 令和 4 年 9 月 2 日  
 理由 放射線管理第2課所掌の設備保全整理表及び定期事業者検査要否整理表の見直し  
 改訂日 令和 5 年 2 月 28 日 施行日 令和 5 年 2 月 28 日  
 理由  $\alpha$  焼却装置の特別な保全計画移行に伴う設備保全整理表の見直し  
 改訂日 令和 5 年 4 月 18 日 施行日 令和 5 年 4 月 18 日  
 理由 業務の管理要領(環境 QAM-09)の様式改訂に伴う見直し  
 改訂日 令和 5 年 5 月 8 日 施行日 令和 5 年 5 月 8 日  
 理由 放射線管理第2課所掌の設備保全整理表の見直し

(通知先 : 放射線管理第2課長)

(目的)

第1条 本計画は、廃棄物管理施設の施設管理に当たり、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「廃棄物管理規則」という。)第29条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

なお、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設の内、固体廃棄物減容処理施設以外の施設を管理し、減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを確認する。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、廃棄物管理施設保安規定(以下「保安規定」という。)第13条の2(品質マネジメント計画)「7.1 業務の計画」に基づき、毎年度、当該年度に先立ち、「業務の計画」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。施設管理実施計画の始期は定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、前項の計画の作成は「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書(QS-P08)」及び環境保全部の品質マネジメント要領(以下「環境保全部QA要領」という。)のうち「業務の計画の管理要領(環境-QAS-01-05)」(放射線管理第2課長においては、品質マネジメントに関わる管理要領書(放射線管理部品質マネジメント管理要領書(以下「放射線管理部QA要領」という。))とする。)に基づき行うとともに、必要な手続を実施する。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、保安規定第102条(修理及び改造)に係る廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、環境保全部QA要領のうち「廃棄物管理施設における設計・開発管理要領(廃管-QAM-05)」に従い、また、「保守管理要領(廃管-QAM-12)」「24. 修理及び改造」(放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。)の定めにより「修理及び改造計画書」を作成し、それに基づき、業務を実施する。

減容処理施設準備室長は、保安規定第102条(修理及び改造)に係る固体廃棄物減容処理施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、「環境保全部における業務の管理要領(環境-QAM-09)」、「廃棄物管理施設の建設段階における設計・開発管理要領(OWTF-QAM-05)」に従い業務を実施する。

2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)の修理及び改造、若しくは設備の新設が保安規定第102条の2(使用前事業者検査)に該当するときは、環境保全部QA要領のうち「廃棄物管理施設における検査及び試験の管理要領(廃管-QAM-08)」(放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。)に基づき、必要な手続を行う。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の修理及び改造、若しくは設備の新設が保安規定第102条の2(使用前事業者検査)に該当するときは、環境保全部QA要領のうち「廃

棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領（OWTF-QAM-08）」に基づき、必要な手続を行う。

- 3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、第1項及び前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設における検査及び試験の管理要領（廃管-QAM-08）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な手続を行う。

減容処理施設準備室長は、第1項及び第2項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領（OWTF-QAM-08）」に基づき、必要な手続を行う。

#### （第4号ハ 廃棄物管理施設の保全のために実施する巡視）

第4条 廃棄物管理課長は、保安規定第19条（放射性廃棄物の受入れ施設、管理施設等の巡視）に基づき、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の保安のための巡視を行う。

2 放射線管理第2課長は、放射線管理部 QA 要領に基づき、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）の保安のための巡視を行う。

3 減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設の保安のための巡視を行う。

4 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、第1項から第3項の巡視の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び環境保全部 QA 要領のうち「業務の計画の管理要領（環境-QAS-01-05）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）に基づき、必要な手続を行う。

#### （第4号ニ 点検等の方法、実施頻度及び時期）

第5条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、廃棄物管理施設について、保安規定第99条の3（施設管理実施計画等の策定）第2項の定めにより、当該施設の点検等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」（添付資料1及び添付資料2並びに添付資料3）及び廃棄物管理施設の設備・設備が有すべき性能について「定期事業者検査要否整理表」（添付資料4及び添付資料5並びに添付資料6）（以下「保全計画」という。）を作成する。

なお、廃棄物管理施設のうち固体廃棄物減容処理施設は、使用前検査（使用前事業者検査）の受検中である。そのため、使用前検査（使用前事業者検査）を受検し合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを確認するために、事後保全における自主的な点検（外観確認）を実施する。

2 前項の保全計画に記載する点検等の方法については、これらの手順を示した要領書等による。また、点検等の実施頻度及び時期については、第2条の「業務の計画」の記載に代えることができる。

3 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検等の実施に当たっては、保安規定第99条の4（保全活動の実施）、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗 QAM-02）」並びに環境保全部 QA 要領のうち「廃棄物管理施設における監視機器及び測定器の管理要領（廃管-QAM-07）」、「廃棄物管理施設における検査及び試験の管理要



領（廃管-QAM-08）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。）に基づき、必要な手続を行う。

減容処理施設準備室長は、前項の点検等の実施に当たっては、保安規定第99条の4（保全活動の実施）、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所調達管理要領（大洗QAM-02）」並びに環境保全部QA要領のうち「廃棄物管理施設の建設段階における監視機器及び測定器の管理要領（OWTF-QAM-07）」、「廃棄物管理施設の建設段階における検査及び試験の管理要領（OWTF-QAM-08）」に基づき、必要な手続を行う。

- 4 前項の検査の実施に当たっては、保安規定第10条（独立検査組織の設置及び事業者検査の独立性の確保）及び「大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則（大洗QAM-41）」の定めにより、検査の独立性を確保する。

（第4号ホ 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置）

第6条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、廃棄物管理施設について、第3条の工事及び第5条の点検等を実施する際、保安の確保のために措置を講ずる必要がある場合は、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び環境保全部QA要領のうち「業務の計画の管理要領（環境-QAS-01-05）」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。）に基づき、必要な措置を講ずる。

（第4号ヘ 設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法）

第7条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視の結果及び第5条の点検等の結果について、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）及び環境保全部QA要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。）に基づき、確認及び評価を行う。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視の結果及び第5条の点検等の結果について、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）に基づき、確認及び評価を行う。

- 2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認及び評価に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び環境保全部QA要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。）に基づき、必要な手続を行う。

減容処理施設準備室長は、前項の確認及び評価に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」に基づき、必要な手続を行う。

（第4号ト 前条の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置）

第8条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）について、前条の確認及び評価の結果を踏まえ、実施すべき処置が必要と認める場合は、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）及び環境保全部QA要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部QA要領とする。）に基づき、必要な改善を行う。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設について、前条の確認及び評価の結果を踏

まえ、実施すべき処置が必要と認める場合は、保安規定第99条の5（保全活動の有効性評価及び改善）に基づき、必要な改善を行う。

- 2 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長並びに減容処理施設準備室長は、前項の改善の実施に当たっては、「廃棄物管理施設品質マネジメント計画書（QS-P08）」及び「大洗研究所不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領（大洗 QAM-03）」に基づき、必要な手続を行う。

（第4号チ 施設管理に関する記録）

第9条 廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長は、廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、「大洗研究所文書及び記録の管理要領（大洗 QAM-01）」及び環境保全部 QA 要領のうち「保守管理要領（廃管-QAM-12）」「6. 施設管理」（放射線管理第2課長においては、放射線管理部 QA 要領とする。）の定めにより管理する。

減容処理施設準備室長は、固体廃棄物減容処理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、「大洗研究所文書及び記録の管理要領（大洗 QAM-01）」の定めにより管理する。

#### 添付資料

- 添付資料1 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表
- 添付資料2 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表（放射線管理第2課）
- 添付資料3 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表
- 添付資料4 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表
- 添付資料5 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）
- 添付資料6 廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整備表

Table with columns for Project Name, Equipment Name, Maintenance Type, Frequency, and Remarks. It lists various equipment like pumps, tanks, and communication systems, along with their scheduled maintenance dates and types.





廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)設備保全整理表

最終更新日 2023/2/13

Table with columns: 許可書記載事項, 大項目(施設), 中項目(設備), 保全対象設備, 安全重要度, 方式, 使用期間, 点検頻度, 要修計画, 要修計画, 担当者. Rows include items like スラッジ槽, 運転設備, 配管類, and ポンプ類.



廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設を除く) 設備保全整理表

最終更新日 2023/2/13 保全対象設備機器 供用段階 (通常の検査間隔12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)

Table with columns: 検査事項 (Inspection Items), 大項目 (大項目), 中項目 (中項目), 小項目 (小項目), 安全重要度 (Safety Importance), 検査項目 (Inspection Items), 検査頻度 (Inspection Frequency), 検査時期 (Inspection Timing), 検査方法 (Inspection Method), 検査結果 (Inspection Results), 検査計画 (Inspection Plan), 検査実施 (Inspection Execution), 検査結果 (Inspection Results), 検査計画 (Inspection Plan), 検査実施 (Inspection Execution).

廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設を除く) 設備保全整備表

※ 新規設置後交換あり ※ 供用段階 (通常の検査期間12月間を超えない範囲における定期的な点検及び検査)

Table with columns: 検査更新日, 検査事項, 大項目, 中項目, 検査対象設備, 検査方式, 検査頻度, 検査項目, 検査内容, 検査頻度, 検査項目, 検査内容, 検査頻度, 検査項目, 検査内容, 備考, 担当課



廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設を除く。) 設備保全整理表

最終更新日 2023/2/13

許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に準ずる事項) (●立入検査、○巡回検査、△点検記録確認)	要領書 索引番号	点検頻度 ( ) 付帯は、事業者自主における定期的な点検及び検査 (◎使用年別等、△使用年別(文書等))	更新計画 点検仕様	中長期保全 (標準の検査間隔 12月間を超える期間での保全)		備考	担当部署		
										要領書 索引番号	要領書 索引番号				
本文 A 二 固体廃棄物の受入れ施設 と同一設備 (以下「二」 と同一設備) a) 固体廃棄物の受入れ施設 (1) 構造 (2) 設備 b) 固体廃棄物の受入れ施設 の主要な設備	固体廃棄物の受入れ施設 β・γ-特殊処理庫 II	操作盤	動力盤	事後	事後								廃棄物管理課		
			動力盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			動力盤	事後	事後										廃棄物管理課
			動力盤	事後	事後										廃棄物管理課
			動力盤	事後	事後										廃棄物管理課
			動力盤	事後	事後										廃棄物管理課
			動力盤	事後	事後										廃棄物管理課
			動力盤	事後	事後										廃棄物管理課
			動力盤	事後	事後										廃棄物管理課
			動力盤	事後	事後										廃棄物管理課
本文 A ト (1) 構造 (2) 設備 (3) 設備 (4) 設備 (5) 設備 (6) その他の主要な事項	固体廃棄物の減容施設 管理区域系系特設設備	送風機	送風機	事後	事後								廃棄物管理課		
			排気機 (2基)	時間※	時間※									廃棄物管理課	
			排気浄化装置 (2基)	時間※	時間※									廃棄物管理課	
			排気ダクト	時間※	時間※									廃棄物管理課	
			空気作動ダンパ	時間※	時間※									廃棄物管理課	
			β・γ 固体処理庫 II 排気 設備	時間※	時間※									廃棄物管理課	
			動力盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			火災検知器	時間※	時間※										廃棄物管理課
			消火設備	時間※	時間※										廃棄物管理課
			β・γ 特殊処理庫 II 建物	時間※	時間※										廃棄物管理課
本文 A ハ (1) 構造 (2) 設備 (3) 設備 (4) 設備 (5) 設備 (6) その他の主要な事項	固体廃棄物の処理施設 β・γ 特殊処理庫	操作盤	操作盤	事後	事後								廃棄物管理課		
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
本文 A ハ (1) 構造 (2) 設備 (3) 設備 (4) 設備 (5) 設備 (6) その他の主要な事項	固体廃棄物の処理施設 β・γ 特殊処理庫	操作盤	操作盤	事後	事後								廃棄物管理課		
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	
			操作盤	事後	事後									廃棄物管理課	

廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設を除く。) 設備保全整理表

計画書 記号事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (構築)	供全部対象設備		毎月設備 (通常の検査期間12月間を期しない期間における定期的な点検及び検査)		中央区保安 (通常の検査期間12月間を期しない期間における定期的な点検及び検査)		備考	担当部署
				安全 電源	方式	異常発検項目 (●点検項目、○目視項目、△点検記録項目)	検査書 票引番号	( ) 付帯は、事後安全における自主的な点検 (●点検項目、○目視項目、△点検記録項目)	更新計画 点検時期		
本文 A、T (1) 液体廃棄物の廃棄施設 (2) 固体廃棄物の廃棄施設 (3) 汚泥・汚濁処理施設の 主要な設備	液体廃棄物の廃棄施設	β・γ線体処理装置	放射線管理	時間※	事後	●点検記録項目	G-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			マイクロー波発生装置	時間※	事後	△点検記録項目	G-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			海親停	時間※	事後	△点検記録項目	G-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			除塵機等	時間※	事後	△点検記録項目	G-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			除塵器	時間※	事後	△点検記録項目	G-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			フィルタ装置	時間※	事後	△点検記録項目	G-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			排ガスファン	時間※	事後	△点検記録項目	G-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			メンテナンス用ワード	時間※	事後	●点検記録項目	F-003※※	△月別、日次	国-002		放射線管理課
			換気装置ワード	時間※	事後	●点検記録項目	F-003※※	△月別、日次	国-002		放射線管理課
			小型放射線計測器ワード	時間※	事後	●点検記録項目	F-006※※	△月別、日次	国-002		放射線管理課
本文 A、T (1) 液体廃棄物の廃棄施設 (2) 固体廃棄物の廃棄施設 (3) 汚泥・汚濁処理施設の 主要な設備	固体廃棄物の廃棄施設	圧力に関する計測制御 設備	放射線管理	時間※	事後	△点検項目	F-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			β・γ線体処理装置計測制御	時間※	事後	△点検項目	F-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			放射線管理	時間※	事後	△点検項目	F-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			β・γ線体処理装置	時間※	事後	△点検項目	F-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			放射線管理	時間※	事後	△点検項目	F-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			β・γ線体処理装置	時間※	事後	△点検項目	F-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			放射線管理	時間※	事後	△点検項目	F-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			β・γ線体処理装置	時間※	事後	△点検項目	F-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			放射線管理	時間※	事後	△点検項目	F-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
			β・γ線体処理装置	時間※	事後	△点検項目	F-001※※	△年次	国1-001		放射線管理課
本文 A、T (1) 液体廃棄物の廃棄施設 (2) 固体廃棄物の廃棄施設 (3) 汚泥・汚濁処理施設の 主要な設備	液体廃棄物の廃棄施設	β・γ線体処理装置	放射線管理	時間※	事後	△点検項目	B-011※※	各小項目 (構築) において			放射線管理課
			β・γ線体処理装置	時間※	事後	△点検項目	B-011※※	各小項目 (構築) において			放射線管理課
			放射線管理	時間※	事後	△点検項目	B-011※※	各小項目 (構築) において			放射線管理課
			β・γ線体処理装置	時間※	事後	△点検項目	B-011※※	各小項目 (構築) において			放射線管理課
			放射線管理	時間※	事後	△点検項目	B-011※※	各小項目 (構築) において			放射線管理課
			β・γ線体処理装置	時間※	事後	△点検項目	B-011※※	各小項目 (構築) において			放射線管理課
			放射線管理	時間※	事後	△点検項目	B-011※※	各小項目 (構築) において			放射線管理課
			β・γ線体処理装置	時間※	事後	△点検項目	B-011※※	各小項目 (構築) において			放射線管理課
			放射線管理	時間※	事後	△点検項目	B-011※※	各小項目 (構築) において			放射線管理課
			β・γ線体処理装置	時間※	事後	△点検項目	B-011※※	各小項目 (構築) において			放射線管理課

廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設を除く。) 設備保全整理表

最終更新日 2023/2/13

許可書記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全方式		点検項目 (法令等に基づき定める事項) (●立入検査、○点検、○点検記録、△点検記録)	点検頻度 ( ) 付きは、事後保全における自主的な点検 (①保安点検、②信用手引書、△保安衛生等)	更新計画 点検種別	更新計画 更新頻度	備考	担当課		
				保全方式	事後								
本文4 A ト (6) その他の主要な事項	固体廃棄物の処理施設	β・γ貯蔵設備	真空ポンプ	事後	事後							廃棄物管理課	
			ダクト	事後	事後								廃棄物管理課
			液位上昇検知器	時間※	時間※	●作動検査 (液位異常上昇検知)	F-003※※	△年次					廃棄物管理課
			漏えい検知器	時間※	時間※	●作動検査 (漏えい検知)	F-003※※	△年次					廃棄物管理課
			受付室内前部動力部	時間※	時間※	●作動検査 (漏えい検知)	F-003※※	△年次					廃棄物管理課
			受付室内後部動力部	時間※	時間※	●作動検査 (漏えい検知)	F-003※※	△年次					廃棄物管理課
			空気圧検知 (2基)	事後	事後								廃棄物管理課
			遠心冷凍機	時間※	時間※	△点検検査確認	F-003※※	○半年 (法定予防整備点検)					廃棄物管理課
			自動火災検知設備	時間※	時間※	△点検検査確認	F-003※※	○半年 (法定予防整備点検)					廃棄物管理課
			消火設備	時間※	時間※	△点検検査確認	F-003※※	○半年 (法定予防整備点検)					廃棄物管理課
本文4 A ハ (1) 処理施設 (2) 固体廃棄物の処理施設 (3) 構造 (4) 固体廃棄物の処理施設を 成する建築	β・γ貯蔵体基礎壁	壁	壁内用火気設備	時間※	時間※	●点検検査	F-003※※	△年次				廃棄物管理課	
			躯体 (建築)	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△日次				廃棄物管理課	
			管理区分境界の壁、扉、窓	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△月別				廃棄物管理課	
			天井張りクレーン (10.0t)	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△月別				廃棄物管理課	
			各小項目 (個 数) において 定める。			●点検能力検査	B-007※※	各小項目 (機器) において定める。					廃棄物管理課
			分断セル	時間※	時間※	△点検記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次					廃棄物管理課
			セル本体	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△日次					廃棄物管理課
			運転盤	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△日次					廃棄物管理課
			ガンマゲート	時間※	時間※	△点検記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次					廃棄物管理課
			セル内機器	時間※	時間※	△点検記録確認、点検記録確認	G-001※※	△月別、日次					廃棄物管理課
本文4 A ニ (1) 処理施設 (2) 固体廃棄物の処理施設 (3) 構造 (4) 固体廃棄物の処理施設を 成する建築	β・γ貯蔵セル	セル本体	セル内クレーン	時間※	時間※	●作動検査 (クレーン作動)	F-003※※	△月別、日次				廃棄物管理課	
			セル高圧機器 (パンクージ取 取設備)	時間※	時間※	△点検記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次				廃棄物管理課	
			容器移送台車	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次				廃棄物管理課	
			コンクリート成形装置	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次				廃棄物管理課	
			投入スリッパ押出機構	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次				廃棄物管理課	
			セル扉型機器	事後	事後								廃棄物管理課
			運搬車導入装置	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次					廃棄物管理課
			周辺ユニット	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次					廃棄物管理課
			インセルモニタ	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次					廃棄物管理課
			廃棄物移送用キャスク	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次					廃棄物管理課
本文4 A ホ (1) 処理施設 (2) 固体廃棄物の処理施設 (3) 構造 (4) 固体廃棄物の処理施設を 成する建築	β・γ貯蔵セル	セル本体	動力機	時間※	時間※	●点検検査	F-003※※	△月別、日次				廃棄物管理課	
			工業計器	時間※	時間※	△点検記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次				廃棄物管理課	
			貯蔵セル	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△日次				廃棄物管理課	
			運搬車	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次、日次				廃棄物管理課	
			ガンマゲート	時間※	時間※	△点検記録確認、点検記録確認	G-001※※	△年次、日次				廃棄物管理課	
			セル内クレーン	時間※	時間※	●作動検査 (クレーン作動)	F-003※※	△月別、日次				廃棄物管理課	
			インセルモニタ	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次				廃棄物管理課	
			装置盤	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次				廃棄物管理課	
			β・γ射入監視電力計高脚 設備	時間※	時間※	●点検検査 (セル内負圧低下)	A-009※※	△年次					廃棄物管理課
			β・γ貯蔵セル電力計高脚 設備	時間※	時間※	●点検検査 (セル内負圧低下)	A-009※※	△年次					廃棄物管理課
本文4 A ト (1) 処理施設 (2) 固体廃棄物の処理施設 (3) 構造 (4) 固体廃棄物の処理施設を 成する建築	β・γ貯蔵セル	セル本体	圧力に関する計測制御 設備	時間※	時間※	●点検検査 (セル内負圧低下)	A-009※※	△年次				廃棄物管理課	
			管理区域系統式設備	時間※	時間※	●点検検査 (系統構築動作確認)	B-011※※	各小項目 (機器) において定める。					廃棄物管理課
			送風機 (2基)	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次、日次				廃棄物管理課	
			排気機 (2基)	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次、日次				廃棄物管理課	
			各小項目 (個 数) において 定める。			●点検能力検査	B-011※※	各小項目 (機器) において定める。					廃棄物管理課
			送風機 (2基)	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次、日次					廃棄物管理課
			排気機 (2基)	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次、日次					廃棄物管理課
			各小項目 (個 数) において 定める。			●点検能力検査	B-011※※	各小項目 (機器) において定める。					廃棄物管理課
			送風機 (2基)	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次、日次					廃棄物管理課
			排気機 (2基)	時間※	時間※	△点検記録確認	G-001※※	△年次、日次					廃棄物管理課







廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設を除く。)設備保全整理表

最終更新日 2023/2/13

Table with columns: 計画 記載事項, 大項目(施設), 中項目(設備), 保全対象設備機器, 保全重要度, 保全方式, 事業委託項目, 要領書要引番号, 点検項目, 更新計画, 備考, 担当課. Rows include equipment like 送風機, 排気ダクト, 動力機, 空気作動式ダンパ, etc.

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整備表

最終更新日 2023/2/13

Table with columns: 許可書記載事項, 大項目(施設), 中項目(設備), 小項目(個体), 保全方式, 保全期間, 点検頻度, 点検項目, 点検方法, 点検結果, 点検担当者, 備考, 更新計画, 更新内容, 更新時期, 更新担当者. Rows include equipment like fire extinguishers, smoke detectors, and maintenance schedules.

廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設を除く。) 設備保全整理表

許可書 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全対象設備		更新番号 系引番号	更新計画 点検情報	更新計画 系引番号	備考	担当部署	
				安全 重要度	形式 事後						
本文4 A 下 (1) 固体廃棄物の処理施設 (2) 液体廃棄物の処理施設 (3) 燃焼施設 (4) 埋立施設 (5) その他	固体廃棄物の処理施設	管理区域系排気設備	分電盤等	○低	事後			※-003 ※2-001		廃棄物管理課	
			排気機 (2基)	○低	時間※	各小項目 (機 器) において 定める。					廃棄物管理課
			送風機	○低	事後						廃棄物管理課
			ダクト	○低	時間※						廃棄物管理課
			動力伝達装置	○低	事後						廃棄物管理課
			送排気機手元盤	○低	事後						廃棄物管理課
			電氣システム	○低	事後						廃棄物管理課
			固体中継処理設備	○低	時間※						廃棄物管理課
			自動火災報知設備	○低	時間※						廃棄物管理課
			消火設備	○低	時間※						廃棄物管理課
本文4 A 上 (1) 埋立施設 (2) 液体廃棄物の処理施設 (3) 燃焼施設 (4) 埋立施設 (5) その他	液体廃棄物の処理施設	処理設備	排水ポンプ	○低	事後					廃棄物管理課	
			攪拌機	○低	時間※						廃棄物管理課
			配管類 (弁を含む)	○低	時間※						廃棄物管理課
			工業計器	○低	事後						廃棄物管理課
			貯槽 (6基)	○低	時間※						廃棄物管理課
			排水ポンプ (6基)	○低	時間※						廃棄物管理課
			攪拌機 (6基)	○低	時間※						廃棄物管理課
			配管類 (弁を含む)	○低	時間※						廃棄物管理課
			マンホール	○低	事後						廃棄物管理課
			動力盤	○低	事後						廃棄物管理課
本文4 A 二 (1) 液体廃棄物の受入れ施設 (2) 埋立施設 (3) 燃焼施設 (4) 埋立施設 (5) その他	液体廃棄物の受入れ施設	液体貯槽 I	貯槽 (6基)	○低	時間※					廃棄物管理課	
			排水ポンプ (6基)	○低	時間※					廃棄物管理課	
			攪拌機 (6基)	○低	時間※					廃棄物管理課	
			配管類 (弁を含む)	○低	時間※					廃棄物管理課	
			マンホール	○低	事後					廃棄物管理課	
			動力盤	○低	事後					廃棄物管理課	
			換気装置	○低	事後					廃棄物管理課	
			工業計器	○低	事後					廃棄物管理課	
			漏えい検知器	○低	時間※					廃棄物管理課	
			トレンチ内	○低	時間※					廃棄物管理課	
本文4 A 三 (1) 主要な工機材料検査の施設 (2) 主要な工機材料検査及び 検査の施設	材料検査施設	液体等に係る計測設備	液体貯槽 I、処理設備	○低	時間※					廃棄物管理課	
			液体貯槽 I、処理設備	○低	時間※					廃棄物管理課	
			液体貯槽 I、処理設備	○低	時間※					廃棄物管理課	
			液体貯槽 I、処理設備	○低	時間※					廃棄物管理課	
			液体貯槽 I、処理設備	○低	時間※					廃棄物管理課	
			液体貯槽 I、処理設備	○低	時間※					廃棄物管理課	
			液体貯槽 I、処理設備	○低	時間※					廃棄物管理課	
			液体貯槽 I、処理設備	○低	時間※					廃棄物管理課	
			液体貯槽 I、処理設備	○低	時間※					廃棄物管理課	
			液体貯槽 I、処理設備	○低	時間※					廃棄物管理課	



廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設を除く。) 設備保全整理表

Table with columns: 許可書記載事項 (Permit items), 大項目 (施設) (Main items), 中項目 (設備) (Sub-items), 保全対象設備機器 (Maintenance target equipment), 重要度 (Importance), 保全方式 (Maintenance method), 重要度 (Importance), 重要事項 (重要事項) (Important items), 点検頻度 (点検頻度) (Inspection frequency), 更新計画 (更新計画) (Renewal plan), 備考 (備考) (Remarks), 担当部署 (Responsible department).

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整備表

最終更新日 2023/2/13

計画書記載事項	保全対象設備機器		併用設備（通常の稼働期間12月間を越えない期間における定期的な点検及び検査）		中長期保全（通常の稼働期間12月間を越える期間での保全）		項目番号	備考	担当部署				
	大項目（施設）	中項目（設備）	小項目（機器）	安全重要度	保全方式	検査対象項目（注：各技術基準に該当する事項） ●立入検査、○点検、△点検記録確認、△点検記録確認				更新計画	要領書索引番号		
本X4 A ト その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備 消火設備	排風機	○点	時間※	△点検記録確認、点検記録確認	E-001※※	△年次、日次	排-001	廃棄物管理課			
			排気浄化装置	○点	時間※	△点検記録確認、点検記録確認	E-001※※	△年次、日次	排-001	排-001	廃棄物管理課		
			ダクト	○点	時間※	△点検記録確認	E-001※※	△年次、四半期、日次		排-001	廃棄物管理課		
			手動ダンパ	○点	時間※	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004※※	△年次、月期、日次		排-001	廃棄物管理課		
			有機溶剤一時貯蔵庫排気設備	○点	事後		F-006※※	○半期（法定消防設備点検）			※※※※	廃棄物管理課	
			分電盤	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）			※※※※	廃棄物管理課	
			自動火災報知設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）			※※※※	廃棄物管理課	
			消火設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）			※※※※	廃棄物管理課	
			β・γ線検出装置	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）			※※※※	廃棄物管理課	
			β・γ線検出装置	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）			※※※※	廃棄物管理課	
本X4 A ニ 固体廃棄物の受入れ施設 構造 (1) 構造 (2) 固体廃棄物の受入れ施設 の主要な設備 を点検する部署	放射能汚染物の受入れ施設	β・γ線検出装置	躯体（建築）	○点	時間※	△点検検査確認	E-005※※	各小項目（構造）において定める。	排-002	廃棄物管理課			
			管理区域境界線の標、扉、壁	○点	時間※	△点検検査確認	E-005※※	各小項目（構造）において定める。	排-002	排-002	廃棄物管理課		
			ピット	○点	時間※	△点検検査確認	E-001※※	△月期		排-002	排-002	廃棄物管理課	
			動力機	○点	事後		E-001※※	△月期		排-002	排-002	廃棄物管理課	
			天井走行電動チェーンプロック（1.0t）	○点	事後		E-001※※	△月期		排-113	排-113	廃棄物管理課	
			ダクト	○点	時間※	△点検検査確認	E-001※※	△月期、四半期、日次		排-002	排-002	廃棄物管理課	
			管理区域境界線設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			自動火災報知設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			消火設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			消火設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
本X4 A ニ 放射能汚染物の受入れ施設 構造 (1) 構造 (2) 放射能汚染物の受入れ施設 の主要な設備 を点検する部署	放射能汚染物の受入れ施設	α-時間計測	躯体（建築）	○点	時間※	△点検検査確認	E-005※※	各小項目（構造）において定める。	排-003	廃棄物管理課			
			管理区域境界線の標、扉、壁	○点	時間※	△点検検査確認	E-005※※	各小項目（構造）において定める。	排-003	排-003	廃棄物管理課		
			ピット	○点	時間※	△点検検査確認	E-001※※	△月期		排-003	排-003	廃棄物管理課	
			動力機	○点	事後		E-001※※	△月期		排-003	排-003	廃棄物管理課	
			天井走行電動チェーンプロック（1.0t）	○点	事後		E-001※※	△月期		排-003	排-003	廃棄物管理課	
			ダクト	○点	時間※	△点検検査確認	E-001※※	△月期、四半期、日次		排-003	排-003	廃棄物管理課	
			管理区域境界線設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			自動火災報知設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			消火設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			消火設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
本X4 A ト その他の主要な事項	消防設備	自動火災報知設備 消火設備	排風機	○点	時間※	△点検記録確認、点検記録確認	E-001※※	△年次、日次	排-003	廃棄物管理課			
			排気浄化装置	○点	時間※	△点検記録確認、点検記録確認	E-001※※	△年次、日次	排-003	排-003	廃棄物管理課		
			ダクト	○点	時間※	△点検記録確認	E-001※※	△年次、四半期、日次		排-003	排-003	廃棄物管理課	
			手動ダンパ	○点	時間※	●作動検査（ダンパの閉止確認）	E-004※※	△年次、月期、日次		排-003	排-003	廃棄物管理課	
			有機溶剤一時貯蔵庫排気設備	○点	事後		F-006※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			分電盤	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			自動火災報知設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			消火設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			β・γ線検出装置	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			β・γ線検出装置	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
本X4 A ト その他の主要な事項	放射能汚染物の受入れ施設	α-時間計測	躯体（建築）	○点	時間※	△点検検査確認	E-005※※	各小項目（構造）において定める。	排-003	廃棄物管理課			
			管理区域境界線の標、扉、壁	○点	時間※	△点検検査確認	E-005※※	各小項目（構造）において定める。	排-003	排-003	廃棄物管理課		
			ピット	○点	時間※	△点検検査確認	E-001※※	△月期		排-003	排-003	廃棄物管理課	
			動力機	○点	事後		E-001※※	△月期		排-003	排-003	廃棄物管理課	
			天井走行電動チェーンプロック（1.0t）	○点	事後		E-001※※	△月期		排-003	排-003	廃棄物管理課	
			ダクト	○点	時間※	△点検検査確認	E-001※※	△月期、四半期、日次		排-003	排-003	廃棄物管理課	
			管理区域境界線設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			自動火災報知設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			消火設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課
			消火設備	○点	時間※	△点検検査確認	F-009※※	○半期（法定消防設備点検）				※※※※	廃棄物管理課

廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設を除く。) 設備保全整理表

※ 一部設備は交換あり ※※ 独立検査組織において年度に規定した検査番号

Table with columns for project name, main project, sub-project, inspection method, frequency, inspection items, and maintenance status. It lists various equipment like conveyor belts, crushers, and electrical systems with their respective maintenance schedules.

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）設備保全整理表

最終更新日 2024/2/13

※ 一部設備後交換あり

※ ※ 独立検査機関において半年間に一度に実施した検査番号

※ ※ 独立検査機関において半年間に一度に実施した検査番号

許可書 記載事項	保全対象設備機器			検査者検査項目 (●立入検査、○目視確認、△目視確認)	更新計画 更新計画 更新計画	更新計画 更新計画 更新計画	備考	担当部署
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)					
本表Aト (6) その他の主要な事項	消防設備	消防設備	消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
本表Aト (6) その他の主要な事項	消防設備	消防設備	消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
本表Aト (6) その他の主要な事項	消防設備	消防設備	消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
本表Aト (6) その他の主要な事項	消防設備	消防設備	消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課
			消防設備	定期検査	定期検査	定期検査		廃棄物管理課





廃棄物管理施設(固体廃棄物減容処理施設除く。)設備保全整理表(放射線管理第2課)

最終更新日 2023/4/26

※ 一部取組後交換あり

※ ※ 独立検査組織において前年度に測定した検査番号

許可書 記載事項	対象設備				使用履歴		中長期計画(通常の検査期間 12月間を繰り越した期間での検査)		備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (詳細)	保全 重量	保全 方式	検査 重量	検査 方式	点検 時期		
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	エリアモニタ	2台	○低	時間	●指示精度検査 C-001 ※※ △年次	放2-1H-01		放射線管理課
							●警報検査 C-002 ※※			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	1台	○低	時間	●放射線増殖 △外観点検記録確認 G-001 ※※ △年次	放2-1H-01		放射線管理課
							●放射線増殖 △外観点検記録確認 D-001 ※※ △年次			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	○低	時間	●指示精度検査 D-001 ※※ △年次	環監-SK-08		放射線管理課
							●警報検査 D-002 ※※			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	表面汚染検査用サーベイメータ(ベータ線)	1台	○低	時間	△点検記録確認 G-001 ※※ △年次	環監-SK-08		放射線管理課
							△外観点検記録確認			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ハンドフットロスモニタ	1式	○低	事後	●放射線増殖 △外観点検記録確認 G-001 ※※ △年次	放2-1H-01		放射線管理課
							●放射線増殖 △外観点検記録確認 D-001 ※※ △年次			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	サーベイメータ	1式	○低	事後	●放射線増殖 △外観点検記録確認 G-001 ※※ △年次	環監-SK-08		放射線管理課
							●放射線増殖 △外観点検記録確認 D-001 ※※ △年次			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ハンドフットロスモニタ	1式	○低	事後	●放射線増殖 △外観点検記録確認 G-001 ※※ △年次	放2-1H-01		放射線管理課
							●放射線増殖 △外観点検記録確認 D-001 ※※ △年次			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	放射線測定装置	1台	○低	時間	●指示精度検査 C-001 ※※ △年次	環監-SK-08		放射線管理課
							●警報検査 C-002 ※※			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	放射線測定装置	1台	○低	時間	●放射線増殖 △外観点検記録確認 G-001 ※※ △年次	環監-SK-08		放射線管理課
							●放射線増殖 △外観点検記録確認 D-001 ※※ △年次			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	○低	時間	●指示精度検査 D-001 ※※ △年次	環監-SK-08		放射線管理課
							●警報検査 D-002 ※※			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ガンマ線サーベイメータ	1台	○低	時間	●放射線増殖 △外観点検記録確認 G-001 ※※ △年次	環監-SK-08		放射線管理課
							●放射線増殖 △外観点検記録確認 D-001 ※※ △年次			

廃棄物管理施設 (固体廃棄物減容処理施設除く。) 設備保全整理表 (放射線管理第2課)

※※※ 独立検査組織において年毎に検査した検査番号

最終更新日 2023/4/26

許可書 記載事項	対象設備概要			使用設備		検査番号 要引番号	要引番号 要引番号	検査番号 要引番号	備考	担当部署
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (詳細)	保全 要程度	保全 方式					
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (2) 廃外管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線管理施設	ガンマ線サーベイメータ	○低	時間	●指針値検査 △点検記録確認	D-001※※※ G-001※※※	理監-SK-08		放射線管理第2課
			表面汚染検出用サーベイメータ (ベータ線)	○低	時間	△点検記録確認	G-001※※※	理監-SK-08		放射線管理第2課
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (2) 廃外管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線管理施設	ハンドフットクロスモニタ	○低	時間	△点検記録確認	放2-1H-01			放射線管理第2課
			サーベイメータ	○低	事後	●計測効率検査	(△年次)			
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (2) 廃外管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線管理施設	排気モニタリング設備 (ベータ線)	○低	時間	●指針値検査 ●計測効率検査	C-001※※※ C-002※※※	放2-1H-01		放射線管理第2課
				○低	事後	●計測効率検査 △外観点検記録確認	G-001※※※ G-001※※※			

許可書 記載事項	対象設備概要			使用設備		検査番号 要引番号	要引番号 要引番号	検査番号 要引番号	備考	担当部署			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (詳細)	保全 要程度	保全 方式								
本文4 A へ放射線管理施設の設備 (1) 廃外管理用の主要な設備 及び検査の種類	放射線管理施設	放射線管理施設	エリアモニタ	○低	時間	●指針値検査 ●警報検査	C-001※※※ C-002※※※	放2-1H-01			放射線管理第2課		
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設
			放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設

固体廃棄物管理 I										
固体廃棄物管理 II	固体廃棄物管理 II	固体廃棄物管理 II	ガンマ線サーベイメータ	○低	事後			(△年次)		放射線管理第2課
固体廃棄物管理 III	固体廃棄物管理 III	固体廃棄物管理 III	ガンマ線サーベイメータ	○低	事後			(△年次)		放射線管理第2課
固体廃棄物管理 IV	固体廃棄物管理 IV	固体廃棄物管理 IV	ガンマ線サーベイメータ	○低	事後			(△年次)		放射線管理第2課

放射線管理施設（固体廃棄物減容処理施設除く。）設備保全整備表（放射線管理第2課）

※※※ 独立検査組織において前年度に実施した検査番号

最終更新日 2023/4/26

許可番号 記載事項	対象設備概要				供用期間		検査計画		備考	担当部署
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (装置)	小項目 (詳細)	検査 重量	保全 方式	検査 項目	検査 頻度		
本文4-A 放射線管理施設の設備 へ、放射線管理用の主要な設備 (1) 放射線管理用の主要な設備 及び構築物の種類	α 固体廃棄物施設	放射線監視設備	エリアモニター	3台	○低	時間	●指示精度検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	C-001※※ C-002※※ C-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●質量当量率検査 △片側点検記録確認	D-002※※ E-001※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●放射線計測確認 △片側点検記録確認	F-001※※ F-002※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●放射線計測確認 △片側点検記録確認	F-003※※ F-004※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1式	○低	事後	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	G-001※※ G-002※※ G-003※※	(Δ年次) Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	H-001※※ H-002※※ H-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	I-001※※ I-002※※ I-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	J-001※※ J-002※※ J-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	K-001※※ K-002※※ K-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	L-001※※ L-002※※ L-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
本文4-A 放射線管理施設の設備 へ、放射線管理用の主要な設備 (2) 放射線管理用の主要な設備 及び構築物の種類	放射線管理施設 I	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	1台	○低	時間	●放射線計測確認 △片側点検記録確認 △流量点検記録確認	P-003※※ Q-001※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●質量当量率検査 △片側点検記録確認	R-003※※ S-001※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	T-001※※ T-002※※ T-003※※	(Δ年次) Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	U-001※※ U-002※※ U-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	V-001※※ V-002※※ V-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	W-001※※ W-002※※ W-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	X-001※※ X-002※※ X-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	Y-001※※ Y-002※※ Y-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	Z-001※※ Z-002※※ Z-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	AA-001※※ AA-002※※ AA-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
本文4-A 放射線管理施設の設備 へ、放射線管理用の主要な設備 (2) 放射線管理用の主要な設備 及び構築物の種類	放射線管理施設 II	放射線監視設備	エリアモニター	1台	○低	時間	●指示精度検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	B-001※※ B-002※※ B-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●放射線計測確認 △片側点検記録確認	C-001※※ C-002※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●放射線計測確認 △片側点検記録確認	C-003※※ C-004※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●放射線計測確認 △片側点検記録確認	C-005※※ C-006※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	D-001※※ D-002※※ D-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	E-001※※ E-002※※ E-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	F-001※※ F-002※※ F-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	G-001※※ G-002※※ G-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	H-001※※ H-002※※ H-003※※	Δ年次	放射線管理第2課
				1台	○低	時間	●指示精度検査、●計数効率検査 ●警報検査 △片側点検記録確認	I-001※※ I-002※※ I-003※※	Δ年次	放射線管理第2課



廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設除く。）設備保全整理表（放射線管理第2課）

※※※ 独立検査組織において前年度に検定した検査番号

最終更新日 2023/4/26

許可書 記載事項	対象設備機器				使用履歴				検査履歴 (通常の検査期間 12月間を控える期間での検査)	備考	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機種)	小項目 (詳細)	検査 重量	保安 方式	検査 項目	検査 番号			検査 履歴 番号
本文4 A 放射線管理施設の設備 (1) 放射線管理用の主要な設備 及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	—	〇低	時間	●放射性物質濃度検査 △外観点検記録簿 △重量当量検査 △点検記録簿	D-003※※ 6-001※※	放2-14-01		放射線管理第2課
			出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ 放射線濃度専用サーベイメータ (ベータ線)	1式 1式	〇低 〇低	事後 事後			放2-SK-08 放2-SK-08	
本文4 A 放射線管理施設の設備 (1) 放射線管理用の主要な設備 及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	—	〇低	時間	●放射性物質濃度検査 △外観点検記録簿 △重量当量検査 △点検記録簿	D-003※※ 6-001※※	放2-14-01		放射線管理第2課
			出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ 放射線濃度専用サーベイメータ (ベータ線) 排気モニタリング設備 (ベータ線)	1台 1台 1式	〇低 〇低 〇低	時間 時間 事後	●放射性物質濃度検査 △外観点検記録簿 △重量当量検査 △点検記録簿 ●計測動作検査 ●警報検査 △外観点検記録簿	D-003※※ 6-001※※ 6-001※※ 6-001※※ 6-001※※ 6-002※※ 6-001※※	放2-SK-08 放2-SK-08 放2-SK-08 放2-SK-08 放2-14-01	
本文4 A 放射線管理施設の設備 (1) 放射線管理用の主要な設備 及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	—	〇低	時間	●放射性物質濃度検査 △外観点検記録簿 △重量当量検査 △点検記録簿	D-001※※ 6-001※※	放2-14-01		放射線管理第2課
			出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ 放射線濃度専用サーベイメータ (ベータ線) ハンドフットクロスモニタ サーベイメータ 可搬型エアモニタ 携帯型ガスモニタ 放射線測定装置 OSL線量計 排気モニタリング設備 (ベータ線)	1台 1台 1式 1式 1式 1式 1式 1台	〇低 〇低 〇低 〇低 〇低 〇低 〇低 〇低	時間 時間 時間 事後 事後 事後 事後 時間	●放射性物質濃度検査 △外観点検記録簿 △重量当量検査 △点検記録簿 △点検記録簿 ●指示精度検査 ●警報検査 △外観点検記録簿	D-001※※ 6-001※※ 6-001※※ 6-001※※ 6-001※※ 6-001※※ 6-002※※ 6-001※※	放2-SK-08 放2-SK-08 放2-14-01 放2-SK-08 放2-14-01 放2-14-01 放2-14-01 放2-14-01	
本文4 A 放射線管理施設の設備 (1) 放射線管理用の主要な設備 及び機器の種類	放射線管理施設	放射線監視設備	ローカルサンプリング装置	—	〇低	時間	●放射性物質濃度検査 △外観点検記録簿 △重量当量検査 △点検記録簿	D-003※※ 6-001※※	放2-14-01		放射線管理第2課
			出入管理関係設備	ガンマ線サーベイメータ 放射線濃度専用サーベイメータ (ベータ線) 排気モニタリング設備 (ベータ線)	1台 1台 1式	〇低 〇低 〇低	時間 時間 事後	●放射性物質濃度検査 △外観点検記録簿 △重量当量検査 △点検記録簿 ●指示精度検査 ●警報検査 △外観点検記録簿	D-003※※ 6-001※※ 6-001※※ 6-001※※ 6-001※※ 6-002※※ 6-001※※	放2-SK-08 放2-SK-08 放2-SK-08 放2-SK-08 放2-14-01	



廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用期限満了（使用期限満了（遊動、点検及び修繕）の段階ではない。ただし、使用期限満了（使用期限満了）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。  
 現段階においては保全重要度はすべて【○低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

検査項目 記載事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (個体)	保全 要度	保全 方式	重要事故発生項目 (法令技術基準に該当する事項)	使用履歴		中長期保守		備考	担当課室		
							設備番号 系列番号	点検履歴 (付)付は、 点検履歴	設備番号 系列番号	更新履歴				
設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理 設備管理	固体廃棄物減容処理施設	減容処理設備	パワーニーモレベータ付クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室		
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室		
			サーボモーター付クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室
			クレーン	○低	事後		設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴	設備番号 系列番号	更新履歴		設備室

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、運用稼働率（使用面稼働率、使用面稼働率）率稼中であり、保全のために行う施設管理（巡回、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。  
 現段階においては保全重要度はすべて【○低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを事後点検（外観点検）にて確認する。

検査項目 設備項目	大項目 (設備)	中項目 (設備)	小項目 (設備)	保全 方式	検査 項目	検査項目		検査項目		検査項目		備考	担当班
						検査項目 (注)検査項目に該当する事項)	検査項目 (注)検査項目に該当する事項)	検査項目 (注)検査項目に該当する事項)	検査項目 (注)検査項目に該当する事項)	検査項目 (注)検査項目に該当する事項)	検査項目 (注)検査項目に該当する事項)		
設備管理 設備項目	固体廃棄物の処理施設	固体廃棄物の処理施設	排ガス処理装置（洗浄水処理装置）	排ガスフィルタ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水タンクA、B	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水処理ポンプA、B	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水移送ポンプ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				排ガス洗浄水処理装置	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水移送ポンプ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水ポンプA、B	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				溶融炉体検査台車	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3		設備室
				溶融炉冷却水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1		設備室
				溶融炉冷却水ポンプ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1		設備室
設備管理 設備項目	固体廃棄物の処理施設	固体廃棄物の処理施設	排ガス処理装置（洗浄水処理装置）	排ガスフィルタ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1		設備室
				循環水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4		設備室
				循環水処理ポンプA、B	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-5	検査項目 文書：A-5	検査項目 文書：A-5	検査項目 文書：A-5		設備室
				循環水移送ポンプ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4		設備室
				排ガス洗浄水処理装置	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3		設備室
				循環水移送ポンプ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4		設備室
				循環水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水ポンプA、B	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3		設備室
				溶融炉体検査台車	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4		設備室
				溶融炉冷却水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1		設備室
				溶融炉冷却水ポンプ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
設備管理 設備項目	固体廃棄物の処理施設	固体廃棄物の処理施設	排ガス処理装置（洗浄水処理装置）	排ガスフィルタ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1		設備室
				循環水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4		設備室
				循環水処理ポンプA、B	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-5	検査項目 文書：A-5	検査項目 文書：A-5	検査項目 文書：A-5		設備室
				循環水移送ポンプ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4		設備室
				排ガス洗浄水処理装置	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3		設備室
				循環水移送ポンプ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4		設備室
				循環水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室
				循環水ポンプA、B	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3	検査項目 文書：A-3		設備室
				溶融炉体検査台車	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4	検査項目 文書：A-4		設備室
				溶融炉冷却水タンク	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1	検査項目 文書：A-1		設備室
				溶融炉冷却水ポンプ	事後	○低	（【年次】外観点検）	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2	検査項目 文書：A-2		設備室





廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、車両前線室（使用前線室（使用前線室））受給中であり、保全のために行う施設管理（点検、点検及び換装）の際では、使用前線室（使用前線室）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置された状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。  
 新段階においては保全履歴はすべて【〇点】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

作業者 記載事項	大項目 （設備）	中項目 （設備）	小項目 （設備）	資金 取崩し	保全 方式	事業内容 （法令等規制事項に該当する事項）	更新 系付番号	点検 系付番号	更新 系付番号	備考	担当 位置		
廃棄物管理施設 本体の管理施設 固体廃棄物の処理施設	固体廃棄物減容処理施設	設備保全整理表	使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7			使用前線室		
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7				使用前線室	
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室
			使用前線室減容処理装置	〇点	事後	使用前線室減容処理装置	（【年次】外観点検）	設備-09-半-02 文書：A-7					使用前線室

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前後検査（使用前検査（使用前事業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。
現段階においては緊急重要度はすべて【○低】及び【事後保全】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年度点検（外観点検）にて確認する。

Table with columns: 検査項目, 大項目 (設備), 中項目 (設備), 小項目 (設備), 保全方式, 保全周期, 実施頻度, 実施時期, 実施場所, 実施内容, 実施担当者, 実施時期, 実施場所, 実施内容, 実施担当者, 実施時期, 実施場所, 実施内容, 実施担当者.



廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整備表

固体廃棄物減容処理施設は、使用前後検査（使用前後検査）要後中であり、保全のために行う施設管理（点検、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前業者検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。現段階においては検査要後中すべて【○低】及び【事後降量】とし、設備機器が工事完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

検査項目	大項目 (設備)	中項目 (設備)	小項目 (設備)	保全 重要度	検査 方式	検査 頻度	検査項目		検査 頻度	検査 頻度	検査 頻度	検査 頻度	
							検査 頻度	検査 頻度					
放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	エリアモニター	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	
			室内空気モニター	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			ローカルサンプリング装置	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線モニタリング設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線モニタリング設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線モニタリング設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線モニタリング設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線モニタリング設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線モニタリング設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線モニタリング設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	個人線量計	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	
			放射線管理設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線管理設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線管理設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線管理設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線管理設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線管理設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線管理設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線管理設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備
			放射線管理設備	○低	事後	年次点検	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備	放射線管理設備

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整理表

固体廃棄物減容処理施設は、複面設備（複面設備、複面設備、複面設備）を保有しており、保全のために行う施設管理（巡検、点検及び検査）の段階ではない。ただし、使用前検査（使用前検査等検査）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要がある。そのため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。現段階において毎年度重要度はすべて【○低】及び【事後保全】とし、設備機器が工完了した状態にて維持されていることを年次点検（外観点検）にて確認する。

計画年度 設備事項	大項目 (施設)	中項目 (設備)	設備保全要項		小項目 (点検)	保全 要項	保全 方式	事業者検査項目 (法令等規定に基づく事項)	実施時期 ※	実施回数 ※	実施時期 ※	実施回数 ※	備考	担当部署	
			設備保全要項	設備保全要項											
固体廃棄物の廃棄施設		管理用空気供給設備	排気浄化装置	○低	事後	排気浄化装置	○低	事後	排気浄化装置	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			排気機	○低	事後	排気機	○低	事後	排気機	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			排気浄化装置	○低	事後	排気浄化装置	○低	事後	排気浄化装置	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			排気機	○低	事後	排気機	○低	事後	排気機	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			排気浄化装置	○低	事後	排気浄化装置	○低	事後	排気浄化装置	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			排気機	○低	事後	排気機	○低	事後	排気機	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			排気浄化装置	○低	事後	排気浄化装置	○低	事後	排気浄化装置	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			排気機	○低	事後	排気機	○低	事後	排気機	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			排気浄化装置	○低	事後	排気浄化装置	○低	事後	排気浄化装置	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			排気機	○低	事後	排気機	○低	事後	排気機	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4	年備-09-半02 文書：C-4			設備室
固体廃棄物の廃棄施設		配管類	配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：C-2	年備-09-半02 文書：C-2	年備-09-半02 文書：C-2			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室
			配管類	○低	事後	配管類	○低	事後	配管類	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9	年備-09-半02 文書：A-9			設備室

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）設備保全整備表

固体廃棄物減容処理施設は、運用開始後、運用期間中（運用期間中）において、廃棄物（建物、点検及び検査）の段階ではない。ただし、運用開始後（運用開始後）の合格証（確認証）を取得するまでは、設備機器が設置した状態のまま維持されていることを確認する必要があるため、事後保全における自主的な点検を実施することとする。

Table with columns: 項目 (Item), 大項目 (Major Item), 中項目 (Sub-Item), 小項目 (Minor Item), 保全方式 (Maintenance Method), 保全周期 (Maintenance Cycle), 実施時期 (Implementation Period), 実施場所 (Implementation Location), 実施内容 (Implementation Content), 実施回数 (Implementation Frequency), 実施担当者 (Implementation Person), 実施時期 (Implementation Period), 実施場所 (Implementation Location), 実施内容 (Implementation Content), 実施回数 (Implementation Frequency), 実施担当者 (Implementation Person), 実施時期 (Implementation Period), 実施場所 (Implementation Location), 実施内容 (Implementation Content), 実施回数 (Implementation Frequency), 実施担当者 (Implementation Person).



廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 案	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
2	特設設計による特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	<p>「法令技術基準」要求事項</p> <p>第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置することができる。</p> <p>2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。</p>	-	-	-
3	廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	<p>第三条 法第五十一條の第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二條の第六項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種埋設規則第七十八條の第二項の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五條の五の第二項の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。</p>	-	-	-
4	核燃料物質の臨界防止	<p>第四条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられなければならない。</p>	-	-	-
5	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設	<p>第五条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合には、当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p>	-	-	廃棄物管理施設建設全般
6	地震による設備の防止	<p>第六条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損傷により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全性が損なわれおそれがないものでなければならない。</p> <p>3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれおそれがないものでなければならない。</p>	-	-	-
7	津波による設備の防止	<p>第七条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれおそれがないものでなければならない。</p>	-	-	-
8	外部からの衝撃による設備の防止	<p>第八条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられなければならない。</p> <p>2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の地の外部からの衝撃が生ずるおそれがある場合において、事業所における火災又は地震発生事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の地震及び地震周辺の状況から想定される事象であつて人為によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられなければならない。</p>	-	-	-
9	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設による不法な侵入等の防止	<p>第九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に侵入し又は易燃性を有する物件その他の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二條第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられなければならない。</p>	-	-	-

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項 第十條 特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならぬ。	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・相違 【負圧確認検査（焼却炉内、廃棄物分類用ボックス内及び吸出しボックス内負圧）】 ・第15条（計測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。 【負圧確認検査（セル内等負圧）】 ・第15条（計測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。 【作動検査（運転切替）】 ・第15条（計測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。 【作動検査（ダンプの閉止確認）】 ・第15条（計測制御系統施設）第2項、第21条（換気設備）第1項第2号に係る検査と同時に行う。	対象設備
		○△同時確認 ガイドの例	自施設計画		
10 閉じ込めの機能		○ 同時確認	○ 同時確認	β・γ焼却装置 α焼却装置  セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備 α焼却装置 αホール排気設備  管理区域系排気設備 廃液処理棟排気設備 β・γ固体処理棟Ⅰ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅱ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅲ排気設備 β・γ固体処理棟Ⅳ排気設備 α固体処理棟排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α一時格納庫排気設備 α固体貯蔵施設排気設備 管理棟機械棟排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備  廃液貯槽Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅰ β・γ一時格納庫Ⅱ α一時格納庫 化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ β・γ焼却装置 セメント固化装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ  化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ 排水監視設備 α固体処理棟廃液予備処理装置 β・γ固体処理棟Ⅲ排気設備 廃棄物管理施設用廃液貯槽 廃液貯槽Ⅰ	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ガイドの例	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 【作動検査(空気サンプリング設備作動)】 ・第10条(閉じ込めの機能)第1項第3号に係る 検査と同時に行う。 【排気確認検査】 ・第10条(閉じ込めの機能)第1項、第15条(針 制御システム施設)第2項、第21条(排気設備)第1 項第2号に係る検査と同時に行う。 【作動検査(空気サンプリング設備作動)】 ・第10条(閉じ込めの機能)第1項に係る検査と 同時に行う。 【作動検査(漏えい検知、液位異常上昇検知)】 ・第10条(閉じ込めの機能)第1項に係る検査と 同時に行う。	対象設備
		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ガイドの例			
11	火災等によ る構構の防 止	一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続 する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそ れがない構造であること。	○	同時確認	○	α 固体貯蔵施設 貯蔵孔内空気サンプリング設備
		二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得る ものであること。	○	同時確認	○	β・γ 焼却装置メンテナンス用フー ド
		三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維 持し得るものであること。	○	同時確認	○	α 固体貯蔵施設 貯蔵孔内空気サンプリング設備
		四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが 拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。	○	同時確認	○	化学処理装置 廃液蒸発装置Ⅰ 廃液蒸発装置Ⅱ 排水監視設備 α 固体処理係廃液予備処理装置 β・γ 固体処理機Ⅲ 廃液貯槽 廃棄物管理施設用廃液貯槽 廃液貯槽Ⅰ
		イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	○	同時確認	○	
		ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周 辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置され ていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であっ て、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	○	同時確認	○	
		ハ 事業所の外に排水を排出する排水路(湧水に接しないものを除く。)の上に施設の床面がないよう にすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を完全に廃棄する設備及び 第十六条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでな い。	○	同時確認	○	
		第十一條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けるこ とにより当該施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、必要に応じて消火 設備及び警報設備(自動火災報知設備、濃煙火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に 検知し、警報を発するものに限る。)が設置されたものでなければならない。	○	同時確認	○	有機溶液一時格納庫 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設Ⅰ 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設Ⅱ 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設用廃液貯槽 消火器 排水監視施設 消火器 廃液処理機 自動火災報知設備 消火器 管理機械棟 自動火災報知設備 消火器 β・γ一時格納庫Ⅰ 自動火災報知設備 消火器



廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
2	前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。			β・γ 固体処理棟 I 自動火災報知設備 消火器 β・γ 固体処理棟 II 自動火災報知設備 消火器 β・γ 固体処理棟 III 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 β・γ 固体処理棟 IV 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α 一時格納庫 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α 固体処理棟 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 ガス消火設備 固体集積保管場 I 消火器 固体集積保管場 II 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場 III 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場 IV 消火器 固体集積保管場 V 消火器 α 固体貯蔵施設 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設 屋外消火栓設備
		○ 同時確認	【保安記録確認検査（消火設備、自動火災報知設備）】 ・法定消防設備点検の記録確認により行う。 ・第 11 条（火災等による構構の防止）第 1 項に係る検査と同時に行う。	有機廃液一時格納庫 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設 I 自動火災報知設備 消火器 廃液貯留施設 II 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設用廃液貯槽 消火器 排水監視施設 消火器 廃液処理棟 自動火災報知設備 消火器 管理棟棟棟

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料4

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●)必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	<p>3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。</p> <p>4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。</p> <p>5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてこれらが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>○△同時確認・知見考慮、一該当なし)</p> <p>ガイドの例</p>	<p>【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠</p>	<p>対象設備</p> <p>自動火災報知設備 消火器 β・γ一時格納庫 I 自動火災報知設備 消火器 β・γ固体処理棟 I 自動火災報知設備 消火器 β・γ固体処理棟 II 自動火災報知設備 消火器 β・γ固体処理棟 III 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 β・γ固体処理棟 IV 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α一時格納庫 自動火災報知設備 消火器 ガス消火設備 α固体処理棟 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 消火器 固体集積保管場 I 消火器 固体集積保管場 II 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場 III 自動火災報知設備 消火器 固体集積保管場 IV 消火器 α固体貯蔵施設 自動火災報知設備 消火器 廃棄物管理施設 屋外消火栓設備</p>
		—	—	—
		—	—	—
		—	—	—

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は 【性能検査】 ・第12条(安全機能を有する施設)第3項、第22条(予備電源)、第23条(通風運輸設備等)第1項、第2項に係る検査と同時に行う。 又は 【機能検査】 ・第12条(安全機能を有する施設)第1項、第22条(予備電源)、第23条(通風運輸設備等)第1項、第2項に係る検査と同時に行う。	対象設備
			タイトの例	実施評価		
12	安全機能を有する施設	第十二条 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を確保し維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならぬ。	○	同時確認	【性能検査】 ・第12条(安全機能を有する施設)第3項、第22条(予備電源)、第23条(通風運輸設備等)第1項、第2項に係る検査と同時に行う。	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
		2 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定によるほか、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を持するために必要がある場合において、多量性を有するものでなければならぬ。	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
		3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物管理施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保し維持するものとして設置されたものでなければならぬ。	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
13	材料及び構造	第十三条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところにより確保しなければならない。	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
		イ 不連続で特異な形状でないものであること。	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
14	搬送設備	第十四条 放射性廃棄物を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところにより確保しなければならない。	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
		一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
		二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
15	計測制御系新施設	第十五条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性廃棄物の濃度若しくは同項第四号の盛量当量若しくは上昇したとき又は液状の放射性廃棄物の濃度若しくは液状の放射性物質が著しく濃え	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
		一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備
		二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	○	同時確認	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備	敷地内の通信運輸設備(構内一斉放送設備) 大洗研究所内通信運輸設備 大洗研究所外通信運輸設備

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ガイドの例	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は、 その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
1	いするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていないければならない。	○	【警報検査 (温度異常高、炉内負低下)】	廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備
2	特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていないければならない。	●	【警報検査 (セル内負低下、機能検査) ・β・γ射線セル計測制御設備及びβ・γ貯蔵セル圧力計測制御設備については、機能検査において、各機器 (電圧指示調節計、差圧伝送器、空/電変換器 (P/I変換器) 及び電/空変換器 (I/P変換器)) の単体並びに設備系統の精度、制御作動を確認する。 【警報検査 (作動・表示)】	β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備 α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備 β・γ射線セル計測制御設備 β・γ貯蔵セル圧力計測制御設備 αホール貯蔵セル計測制御設備 α射入設備圧力計測制御設備
		○	【作動検査 (安全制御機能作動検査)】 ・第15条 (計測制御系統施設) 第2項に係る検査と同時に行う。 【負圧確認検査 (焼却炉内、廃棄物分類用ボックス内及び吹出しボックス内負圧)】 ・第11条 (閉じ込めの機能) 第1項、第21条 (換気設備) 第1項第2号に係る検査と同時に行う。 【負圧確認検査 (セル内等負圧)】 ・第11条 (閉じ込めの機能) 第1項、第21条 (換気設備) 第1項第2号に係る検査と同時に行う。	集中監視設備 大洗研究所主警報室 β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備 α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備 β・γ射線セル α焼却装置 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 射入セル排気設備 α焼却装置 αホール排気設備 αホール排気設備 管理区域系排気設備 廃液処理機排気設備 β・γ固体処理機I排気設備 β・γ固体処理機II排気設備 β・γ固体処理機III排気設備 β・γ固体処理機IV排気設備 α固体処理機排気設備 α固体処理機排気設備 廃液貯留施設I排気設備 廃液貯留施設II排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α一時格納庫排気設備 α固体貯蔵施設排気設備 管理機械棟排気設備 管理機械棟排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 射入セル排気設備 廃液貯槽II β・γ一時格納庫I β・γ一時格納庫II α一時格納庫
		○	【作動検査 (運転切替)】 ・第11条 (閉じ込めの機能) 第1項、第21条 (換気設備) 第1項第2号に係る検査と同時に行う。 【作動検査 (タンクの閉止確認)】 ・第11条 (閉じ込めの機能) 第1項、第21条 (換気設備) 第1項第2号に係る検査と同時に行う。	
		○	【排気確認検査】 ・第10条 (閉じ込めの機能) 第1項、第1項第2号、第21条 (換気設備) 第1項第2号と同時に行う。	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●)必要、▲場合による、 ○同時確認・知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備	
					○△同時確認・知見考慮、一該当なし) カイトの例 自施設評価
16 放射線管理 施設	<p>第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。</p> <p>一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線濃度の測定における原子力規制委員会の定める線量当量率</p> <p>二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会が定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の濃度</p> <p>五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会が定める線量当量</p>	-	-	-	
		2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていないなければならない。	-	-	-
		第十七条 特定第一種廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の前導熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられなければならない。	-	-	-
		2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-
		一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。	-	-	-
17 受入施設又は 管理施設	二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。	-	-	-	
	三 放射性廃棄物の前導熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。	-	-	-	
	第十八条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。	-	-	-	
18 処理施設及び 廃棄施設	一 周辺監視区域外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	-	-	-	
	化学処理装置 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II β・γ圧縮装置 I β・γ圧縮装置 II β・γ焼却装置 セメント固化装置 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II セメント固化装置計測設備	【測定検査（目視確認及び検知器不作動）】 ・第 10 条（閉じ込めの機能）第 1 項に係る検査と同時に行う。 【機能検査（メンテナンスロックに係る検査）】 【作動検査（安全制御機能作動検査）】 ・第 15 条（計測制御系統施設）第 1 項に係る検査と同時に行う。	β・γ焼却装置温度計測制御設備 β・γ焼却装置圧力計測制御設備 α焼却装置温度計測制御設備 α焼却装置圧力計測制御設備		



廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は 【その他の確認等に代える場合の内容・補足 (処理能力検査(系統構築物差測定)・ 第21条(換気設備)第1項第3号に係る検査と 同時に行う。)	対象設備
一	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	「法令技術基準」要求事項	○ 同時確認	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は 【その他の確認等に代える場合の内容・補足 (処理能力検査(系統構築物差測定)・ 第21条(換気設備)第1項第3号に係る検査と 同時に行う。)	管理区域系排気設備 廃液処理機排気設備 β・γ固体処理機Ⅰ排気設備 β・γ固体処理機Ⅱ排気設備 β・γ固体処理機Ⅲ排気設備 β・γ固体処理機Ⅳ排気設備 α固体処理機排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α固体貯蔵施設排気設備 管理機械排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備
					β・γ焼却装置 α焼却装置
二	放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	「法令技術基準」要求事項	○ 同時確認	【負圧確認検査(焼却炉内、廃棄物分選用ボックス 内及び排出しボックス内負圧)】 ・第10条(閉じ込めの機能)第1項、第15条(計 測制御系統施設)第2項に係る検査と同時に行う。 【負圧確認検査(セル内等負圧)】 ・第10条(閉じ込めの機能)第1項、第15条(計 測制御系統施設)第2項に係る検査と同時に行う。	セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備 α焼却装置 αホール排気設備
					【作動検査(運転切替)】 ・第10条(閉じ込めの機能)第1項、第15条(計 測制御系統施設)第2項に係る検査と同時に行う。 【作動検査(ダンプ)の閉止確認】 ・第10条(閉じ込めの機能)第1項、第15条(計 測制御系統施設)第2項に係る検査と同時に行う。
三	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	「法令技術基準」要求事項	○ 同時確認	【排気確認検査】 ・第10条(閉じ込めの機能)第1項、第15条(計 測制御系統施設)第2項に係る換 気と同時に行う。	管理区域系排気設備 廃液処理機排気設備 β・γ固体処理機Ⅰ排気設備 β・γ固体処理機Ⅱ排気設備 β・γ固体処理機Ⅲ排気設備 β・γ固体処理機Ⅳ排気設備 α固体処理機排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α固体貯蔵施設排気設備 管理機械排気設備 セル系排気設備 分類セル排気設備 β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備
					β・γ貯蔵セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備



廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表

添付資料 4

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・種類	対象設備
			ガイドの例	自施設評価		
22	予備電源	三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○	同時確認	【処理能力検査（系統精算効率測定）】 ・第18条（処理施設及び廃棄施設）第1項第4号、 第21条（電気設備）第1項第1号に係る検査と同 時に行う。	β・γ圧縮装置Ⅰ β・γ圧縮装置Ⅱ β・γ焼却装置 セメント固化装置 管理区域系非気設備 廃液処理機排気設備 β・γ固体処理機Ⅰ排気設備 β・γ固体処理機Ⅱ排気設備 β・γ固体処理機Ⅲ排気設備 β・γ固体処理機Ⅳ排気設備 α固体処理機排気設備 廃液貯留施設Ⅰ排気設備 廃液貯留施設Ⅱ排気設備 有機廃液一時格納庫排気設備 α一時格納庫排気設備 α固体貯留施設排気設備 管理機械機排気設備 セル系非気設備 分類セル排気設備 β・γ貯留セル排気設備 αホール排気設備 封入セル排気設備
		四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	○	同時確認	【性能検査】 ・第12条（安全機能を有する施設）第1項、第3 項、第23条（通信連絡設備等）第1項に係る検査 と同時に行う。	敷地内の通信連絡設備（構内一斉放 送設備）
23	通信連絡設 備等	第二十二条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていないなければならない。	○	同時確認	【性能検査】 ・第12条（安全機能を有する施設）第1項、第3 項、第22条（予備電源）に係る検査と同時に行 う。	敷地内の通信連絡設備（構内一斉放 送設備） 大洗研究所内通信連絡設備
		第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていないなければならない。	○	同時確認	【性能検査】 ・第12条（安全機能を有する施設）第1項、第3 項に係る検査と同時に行う。	大洗研究所外通信連絡設備
		二 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていないなければならない。	○	同時確認		
		三 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていないなければならない。	○	同時確認		

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）

添付資料 5

技術基準	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、－該当なし) ガイドの例	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・種類	対象設備
2	特殊な設計による特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設	第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないうで特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設を設置することができる。 2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に關係図面を添付して申請しなければならない。	－	－	－
	廃止措置中の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設	第三条 法第五十一條の二十五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同法第三項において適用する法第十二條の第六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種施設規則第七十八條の二第九號の廃止措置期間性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五條の五の二第九號の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。 第四条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられなければならない。 第五条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	－	－	－
3	核燃料物質の臨界防止	第六条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その使用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地盤による加振度による作用する地震力を含む。）による破壊により公衆に放射線曝露を及ぼすことのないものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、その使用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加振度によつて作用する地震力に対してその安全性が損なわれなければならない。 3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	－	－	－
	地震による損傷の防止	第七条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、その使用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれなければならない。 第八条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 2 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の動地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれないう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－
4	津波による損傷の防止	第九条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八號）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するたため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	－	－	－
	外部からの衝撃による損傷の防止		－	－	－
5	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設		－	－	－
	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設		－	－	－
6	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設		－	－	－
	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設		－	－	－
7	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設		－	－	－
	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設		－	－	－
8	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設		－	－	－
	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設		－	－	－
9	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設		－	－	－
	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設		－	－	－

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）

添付資料5

技術基準	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・種類	対象設備
			○△同時確認・知見考慮、一該当なし)	自施設評価		
10	閉じ込め機能	第十条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。	○	○	○	○
		一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	○	○	○	○
		二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフールドは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	○	○	○	○
		三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	○	○	○	○
		四 液体状の放射性廃棄物を取り取り設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。	○	○	○	○
		イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	○	○	○	○
		ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰せきが設置されていること。ただし、施設内部の床面が傾斜する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	○	○	○	○
		ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に閉口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十六条第一項第三号に掲げる事項を許す設備が設置されている場合は、この限りでない。	○	○	○	○
		第十一條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設置されたものでなければならない。	○	○	○	○
		第十二條 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、破壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	○	○	○	○
11	火災等による異常の防止	3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	○	○	○	○
		4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	○	○	○	○
		5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれら漏えいしない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	○	○	○	○
		第十二條 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を完全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	○	○	○	○
		第十三條 安全機能を有する施設は、当該施設の閉鎖によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多量性を有するものでなければならない。	○	○	○	○
12	安全機能を有する施設	3 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定第一種廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。	○	○	○	○
		第十四條 安全機能を有する施設は、当該施設の閉鎖によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多量性を有するものでなければならない。	○	○	○	○
		第十五條 安全機能を有する施設は、当該施設の閉鎖によるほか、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多量性を有するものでなければならない。	○	○	○	○

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業検査要否整理表（放射線管理第2課）

技術基準 条	項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・相違	対象設備
			ガイドの例	自施設評価		
13	材料及び構造	第十三条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。 二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。 ニ 構模試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであること。 2 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏れ試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏れがないように設置されたものでなければならない。 第十四条 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。	○	○	—	—
		第十五条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の総量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。 2 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは隣家の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。 第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線減容物の側壁における原子力規制委員会が定める総量当量率 二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	○	○	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
14	搬送設備	—	—	—	—	
		—	—	—	—	
15	計測制御系 新施設	—	—	—	—	
		—	—	—	—	
16	放射線管理 施設	—	●	—	【保安記録簿確認検査・校正点検（ガンマ線サーベイメータ）】 ガンマ線サーベイメータ	
		—	●	—	【指示精度検査、計数効率検査（排気モニタ）】 【警報検査（排気モニタ）】 【保安記録簿確認検査・外観点検（排気モニタ）】 以下の施設の排気モニタ ・β・γ固体処理棟Ⅰ ・β・γ固体処理棟Ⅱ ・β・γ固体処理棟Ⅲ	

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）

添付資料 5

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●)必要、▲場合による、 ○△同時確認・知照考慮、一該当なし) ガイドの例	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・指類	対象設備
17 受入施設又は管理施設	三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	-	-	-
	四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	-	【線量当量率検査】(①) 【放射性物質濃度検査】(②) 【指示指数検査(エリアモニタ)】(③) 【警報検査(エリアモニタ)】(④)	以下の①施設、②ローカルサンプリング装置、③エリアモニタ ・β・γ固体処理棟I(①②③) ・β・γ固体処理棟II(①②③) ・β・γ固体処理棟III(①②③) ・β・γ固体処理棟IV(①②③) ・α固体処理棟(①②③) ・α一時格納庫(①②) ・α固体貯留施設(①③) ・廃液処理棟(①②③) ・廃液貯留施設I(①②) ・廃液貯留施設II(①②③) ・有機廃液一時格納庫(①②) ・管理機械棟(①②) ・固体集積保管場I(①) ・固体集積保管場II(①) ・固体集積保管場III(①) ・固体集積保管場IV(①)
	五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	-	-	ローカルサンプリング装置 エリアモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 室内空気モニタ
	2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるよう設置されていないなければならない。	-	-	【保安記録確認検査：外観点検、流量車点検(ローカルサンプリング装置)】 【保安記録確認検査：外観点検(エリアモニタ)】 【保安記録確認検査：校正点検(表面汚染検査用サーベイメータ、室内空気モニタ)】
	第十七条 特定第一種廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって運転するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものでなければならない。 2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところによるものではない。 一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。	-	-	-

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）

添付資料 5

技術基準 項目	「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ガイドの例	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備	
					定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし) ガイドの例
18	処理施設及び廃棄施設	二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。	-	-	
		三 放射性廃棄物の腐蝕性及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。	-	-	
		第十八条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならぬ。	-	-	
19	放射性廃棄物による汚染の防止	一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	-	-	
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	-	-	
		三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	-	-	
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	-	-	
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	-	-	
20	遮蔽	2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならぬ。	-	-	
		第十九条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻りに出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が入られるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。	-	-	
21	換気設備	第二十條 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設からの直達線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならぬ。	-	-	
		2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮断能力を有する遮断設備が設けられなければならない。この場合において、当該遮断設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。	-	-	
22	予備電源	第二十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げることによる換気設備が設けられなければならない。	-	-	
		一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	-	-	
		二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	-	-	
		三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	-	-	
			四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	-	-
			第二十二条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他の必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。	-	-

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）定期事業者検査要否整理表（放射線管理第2課）

添付資料5

条	技術基準		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見者確認、―該当なし) ガイドの別	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・種類	対象設備
	項目	「法令技術基準」要求事項			
23	通信連絡設備等	<p>「法令技術基準」要求事項</p> <p>第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。</p> <p>2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。</p> <p>3 特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>



廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受け、合格後に適用する）

添付資料 6  
作成：2021年3月19日

条	技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 -該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
	項目	理由				
2	特殊な設計による特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設	第二條 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設を設置することができる。 2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に図面図面を添付して申請しなければならない。	技術基準の要求事項	-	-	-
3	廃止措置中の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の維持	第三條 法第五十一條の二十五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二條の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める廃止措置期間性能維持施設（第一種廃棄物管理施設（廃棄物管理規則第三十五條の五の性能維持施設をいう。）又は性能維持施設（廃棄物管理規則第三十五條の五の性能維持施設をいう。））については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、それぞれ当該施設を維持しなければならない。	技術基準の要求事項	-	-	-
4	核燃料物質の臨界防止	第四條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	技術基準の要求事項	-	-	-
5	特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の地震	第五條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、次の事項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができるように設置されなければならない。 第六條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放熱管による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力を含む。）による構造により公衆に放射線曝露を及ぼすことがないものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力に対してその安全性が損なわれないおそれがないものでなければならない。 3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないおそれがないものでなければならない。	技術基準の要求事項	△ 知見考慮	・ 地震構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 地震構造はほとんど変化しないが、最新の知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・ 使用にあたり構造はほとんど変化しないが、最新の知見の考慮が必要である場合は、最新の知見の考慮が必要である。なお、設備ごとの使用前事業者検査にて確認する。	・ 地震 (必要に応じて)
6	地震による損傷の防止	第六條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によつて生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放熱管による公衆への影響の程度に応じて算定する地震力（安全上重要な施設にあっては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力を含む。）による構造により公衆に放射線曝露を及ぼすことがないものでなければならない。 2 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力に対してその安全性が損なわれないおそれがないものでなければならない。 3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないおそれがないものでなければならない。	技術基準の要求事項	-	・ 安全上重要な施設がないため該当なし ・ 安全上重要な施設がないため該当なし	-
7	津波による損傷の防止	第七條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれないおそれがないものでなければならない。 第八條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合にあっては、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	技術基準の要求事項	-	・ 標高約40mに設置しているため該当なし	-
8	外船からの衝突による損傷の防止	第九條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝突が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	技術基準の要求事項	-	・ 設工器の検査の状況に於いて、追加の必要性の評価が必要 (露出するガス消火設備の取替等の防護措置に關して等)	-

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料6  
作成：2021年3月19日

条	技術基準		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、 ―該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・措置	対策設備
	項目	技術基準の要求事項			
9	特定第一種廃棄物管理施設又は特定第一種廃棄物物理施設又は特定第一種廃棄物物理施設又は特定第一種廃棄物物理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物物理施設又は特定第一種廃棄物物理施設に不正に爆発性又は易燃性又は易燃性を有する物件その他の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	第九条 特定第一種廃棄物物理施設又は特定第一種廃棄物管理施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、特定第一種廃棄物物理施設又は特定第一種廃棄物物理施設への人の不法な侵入、特定第一種廃棄物物理施設又は特定第一種廃棄物物理施設に不正に爆発性又は易燃性又は易燃性を有する物件その他の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	● 記録確認	【外観検査等（防護施設）、保安記録確認検査（防護措置）】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施する。 ・核物質防護に係る点検の保安記録確認等により行う。	・建家 ・管理区域境界の扉、壁
10	閉じ込めの機能	第十條 特定第一種廃棄物物理施設又は特定第一種廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を確保するよう設置されたものでなければならない。 一 液体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない液体を導く管を接続する場合には、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流れを導く管に逆流するおそれがない構造であること。 二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風運を適切に維持し得るものであること。 三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内筒を負圧状態に維持し得るものであること。 四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。	● 記録確認	【記録確認（外観検査（構造）、作動検査（逆止弁））】 ・外観、作動に関する巡視及び点検の記録確認により行う。	・焼却溶融炉 ・排ガス処理装置 ・焼却溶融炉冷却水冷却器 ・焼却溶融炉冷却水循環水ポンプ ・圧縮空気貯留タンク ・排ガス配管用ブラグ ・DOPサンプリングフードA、B、C ・廃油乾燥装置 ・稼働用グローブボックス ・試料採取用グローブボックス ・容器搬出ボックス（エアロック含む） ・試料調整用フードA、B、C ・サンブル移送管用ブラグ ・減容処理設備の配管類 ・管理区域系排気設備、セル系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備 ・廃液サンプリングフード1、2 ・廃液吸入タンク ・洗浄槽廃液タンクA、B ・液体廃棄物Aタンク ・廃液搬出ボックス ・ガス消火設備 ・気体廃棄物の廃棄施設の配管類 ・焼却溶融設備の配管類 ・固体系処理設備の配管類 ・廃油乾燥設備の配管類 ・分析設備の配管類 ・記録調整用フードA、B、C ・DOPサンプリングフードA、B、C ・廃液サンプリングフード1、2 ・管理区域の各部屋 ・搬出入室、前処理セル（副付エリア）、前処理セル（分別エリア）、焼却溶融セル、保守ホール（ホール出入室を含む）

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料6  
作成：2021年3月19日

技術基準	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は 【記録確認検査(床・壁)】 その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
11 火災等による損 傷の防止	イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための埋め込みが設置されていること。ただし、施設内部の床面に隣接する施設の床面又は地盤面より低い場合であって、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（浮水に係るものであって放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上には施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十六条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。 第十一條 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏警火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設置されたものでなければならない。 第十二條 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損傷又は異常な作動により特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を生ずるおそれがないものでなければならない。 第十三條 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。 第十四條 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。 第十五條 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすればならない。 第十六條 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を確実に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。 第十七條 安全機能を有する施設は、当該施設が他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を他の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設において共用する場合においては、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわれないように設置されたものでなければならない。	● 記録確認  ● 記録確認  —  ● 保安記録確認  ● 保安記録確認  ▲ 保安記録確認  —  —  ○ 同時確認  —  —	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は 【記録確認検査(床・壁)】 その他の確認等に代える場合の内容・根拠 ・漏えい防止のための床・壁の状態については、点検又は巡視の記録確認により行う。  【保安記録確認検査(壁)】 ・漏えい防止のための壁の状態については、点検又は巡視の記録確認により行う。  【保安記録確認検査(消火設備及び自動火災報知設備)】 ・法定消防設備点検の保安記録確認により行う。  【保安記録確認検査(消火設備及び自動火災報知設備)】 ・法定消防設備点検の保安記録確認により行う。  【保安記録確認検査】 ・主要な構造物、系統及び機器のうち火災又は爆発により損傷を受けおそれがあるものについては、実用上可能な限り不燃性又は難燃性である。また防火区画を設けている。設備ごとに使用前事業者検査及び仕様で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・必要な防火壁及びその他の適切な防護措置については、使用前事業者検査及び法定点検で確認する。	・管理区域内の床・壁  ・環（減容処理設備）  —  ・自動火災報知設備 ・ガス消火設備 ・消火栓設備 ・消火器  —  ・自動火災報知設備 ・ガス消火設備 ・消火栓設備 ・消火器  —  —  —  ・検知溶融炉 ・2次燃焼器
12 安全機能を有する施設	安全機能を有する施設は、当該施設が他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を他の特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設において共用する場合においては、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわれないように設置されたものでなければならない。	—	・関係者の検査が行えることでもって代える。  ・安全上重要な施設がないため該当なし	—

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料 6  
作成：2021年3月19日

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知照考慮、 一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
13	材料及び構造	第十三条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第五十一条の規定に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。	—	—	—
		一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	● 保安記録確認	【外観検査（構造、据付）等、保安記録確認検査（構造強度）】 ・設備ごとに使用前事業者検査で確認する。 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時に行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること（劣化状況）の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡検によって行う。 その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡検の保安記録確認により行う。	・排ガス処理装置（排ガス処理室） ✓排ガス吸着塔 ✓排ガス洗滌塔 ✓排ガス凝縮器 ✓ミストセパレータ ✓排ガス加熱器 ✓ルチニウム吸着塔 ・排ガス処理装置（洗滌水処理室） ✓排ガスフィルタ ✓循環水タンクA、B ✓排ガス洗滌水冷却器 ✓凝縮水タンク ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽 ✓廃液受入タンク ✓洗浄槽廃液タンクA、B ✓液体廃棄物Aタンク ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部） ・固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類 ・炭樹脂乾燥装置 ✓炭樹脂流動乾燥機 ✓炭樹脂流動乾燥機（貯留ポット） ✓炭樹脂流動乾燥機 ✓炭樹脂循環水貯槽 ✓炭樹脂移送ポンプ ✓炭樹脂乾燥機分離水フィルタ ・炭樹脂乾燥設備の配管類 ・固体系処理設備の配管類 ・炭樹脂乾燥設備の配管類 ・減容処理設備の配管類（埋設部） ・分析設備の配管類
		二 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	既二、溶接検査（旧法令）にて受検済みのため該当なし	—
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	—	—	—

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料 6  
作成：2021年3月19日

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認・知見考慮、 一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・規制	対象設備
		ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	—
		二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもにより溶接したものであること。	—	—	—
		2 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならぬ。	▲ 保安記録確認	<p>【耐圧漏えい検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の使用（汚染状況）により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安な場合には、外観検査（漏えい痕跡）とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排ガス処理装置（排ガス処理室） <ul style="list-style-type: none"> <li>排ガス吸着塔</li> <li>排ガス洗浄塔</li> <li>排ガス凝縮器</li> <li>ミストセパレータ</li> <li>排ガス加熱器</li> <li>ルネニウム吸着塔</li> </ul> </li> <li>排ガス処理装置（洗浄水処理室） <ul style="list-style-type: none"> <li>排ガスフィルタ</li> <li>循環水タンクA、B</li> <li>排ガス洗浄水冷却器</li> <li>凝縮水タンク</li> </ul> </li> <li>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃液受入タンク</li> <li>洗浄塔廃液タンクA、B</li> <li>液体廃棄物Aタンク</li> </ul> </li> <li>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類（埋設部） <ul style="list-style-type: none"> <li>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽の配管類</li> <li>腐蝕耐性配管</li> <li>腐蝕耐性流動乾燥機</li> <li>腐蝕耐性流動乾燥機（貯留ポット）</li> <li>腐蝕耐性流動乾燥機</li> <li>腐蝕耐性循環水貯槽</li> <li>腐蝕耐性移送ポンプ</li> <li>腐蝕耐性乾燥機分離水フィルタ</li> </ul> </li> <li>冷却/溶融設備の配管類</li> <li>固体系処理設備の配管類</li> <li>腐蝕耐性乾燥機設備の配管類</li> <li>減容処理設備の配管類（埋設部）</li> <li>分析設備の配管類</li> </ul>
14	搬送設備	<p>第十四条 放射性廃棄物を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならぬ。</p> <p>一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。</p>	● 保安記録確認	<p>【作動検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物を搬送する能力については、点検の保安記録確認により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレーン（保守ホールのクレーン）</li> <li>サービスイリアクレーン</li> </ul>
15	計測制御系統施設	第十五条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく	● 記録確認	<p>【警報検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温度、圧力、液位に関する警報の作動について、点検の記録確認により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測制御設備</li> <li>温度に関する計測制御設備</li> <li>圧力に関する計測制御設備</li> <li>液位等に関する計測制御設備</li> <li>集中監視設備</li> </ul>



廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料6  
作成：2021年3月19日

案	技術基準 項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●)必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 一該当なし	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・措置	対象設備
16	放射線管理施設	2 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の安全性能を著しく損なうおそれが生じたとき、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていないなければならない。	● 記録確認	【作動検査】 ・設備の作動について、点検の記録確認により行う。	・計測制御設備 ノ温度に関する計測制御設備 ノ圧力に関する計測制御設備 ノ液位等に関する計測制御設備 ・集中監視設備
		第十六条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設等の放射線遮蔽物の側面に於ける原子力規制委員会の定める線量当量率	● 記録確認	【記録確認検査（線量率）】 ・放射線遮蔽物の側面の線量当量率については、放射線サーベイの記録確認により行う。	・エリアモニタ ・サーベイメータ
		二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	● 記録確認	【情報検査（排気モニタ）】 ・排気モニタの情報を確認し、点検の記録確認により行う。	・排気モニタリング設備 ・放射線監視盤（共用）
17	受入施設又は管理施設	三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	● 記録確認	【情報検査（エリアモニタ）、校正検査（表面密度管理）】 ・エリアモニタ及び室内空気モニタの情報を確認し、点検の記録確認により行う。 ・表面密度については、サーベイメータの校正・点検の記録確認により行う。	・エリアモニタ ・室内空気モニタ ・ローカルサンプリング装置 ・放射線サーベイ用機器
		五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	● 記録確認	【記録確認検査（確認）】 ・情報の表示については、点検又は巡視の記録確認により行う。	・排気モニタリング設備 ・エリアモニタ ・放射線監視盤（共用） ・室内空気モニタ ・ローカルサンプリング装置
		二 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されなければならない。	● 記録確認	【記録確認検査（確認）】 ・情報の表示については、点検又は巡視の記録確認により行う。	・排気モニタリング設備 ・エリアモニタ ・放射線監視盤（共用） ・室内空気モニタ ・ローカルサンプリング装置

廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料6  
作成：2021年3月19日

条	項目	技術基準	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一致当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
18	処理施設及び廃棄施設	<p>第十八条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。</p> <p>一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるよう特に特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>三 気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p> <p>四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合において、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染を除去しやすいためろ過装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>五 液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。</p>	<p>● 保安記録確認</p> <p>▲ 保安記録確認</p>	<p>【保安記録確認検査（排気ダクト等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排気ダクト及び排気ダクトの外観について、点検又は逆視の記録確認により行う。</li> </ul> <p>【外観検査（構造）、作動検査（逆止弁）等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当する設備がない場合又はただし書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排気浄化装置</li> <li>排気機</li> <li>気体廃棄物の廃棄施設の配管類</li> </ul>	
19	放射性廃棄物による汚染の防止	<p>第十九条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設のうち人が頻繁に入出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいためろ過装置を設けること。</p> <p>第二十条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直線線及びスカイライン線による作業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。</p> <p>2 作業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていないなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>● 保安記録確認</p> <p>● 保安記録確認</p> <p>● 保安記録確認</p>	<p>【保安記録確認検査（壁・床）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業所内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。</li> </ul> <p>【保安記録確認検査（線量率）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業所内の日常的な放射線サーベイの記録確認等により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却炉</li> <li>排ガス処理装置（焼却炉内）</li> <li>排ガス処理装置（排ガス処理室）</li> <li>排ガス処理装置（排気機械室）</li> <li>排ガス処理装置（洗浄水処理室）</li> <li>廃棄物搬出入ピット</li> <li>廃液受入タンク</li> <li>洗浄装置原液タンクA、B</li> <li>液体廃棄物タンク</li> <li>建物</li> <li>ステンレスライニング</li> </ul>	
20	遮蔽	<p>2 作業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていないなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>● 記録確認</p>	<p>【保安記録確認検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業所内の日常的な点検又は巡視の保安記録確認により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物</li> <li>遮蔽壁</li> <li>マンプレータ用ブラグ</li> <li>マンプレータ</li> <li>廃棄物搬出入ピット</li> <li>遮蔽扉</li> <li>減容処理設備の配管類（埋設部）</li> <li>ポット</li> <li>ハッチ</li> <li>高周波電源ケーブル用ブラグ</li> <li>排ガス配管用ブラグ</li> <li>サンプル移送管用ブラグ</li> <li>電気計装用ブラグ類</li> </ul>	



廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設）定期事業者検査要否整理表（使用前事業者検査を受検し、合格後に適用する）

添付資料6  
作成：2021年3月19日

条	技術基準		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認、◇見考慮、 一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・種類	対象設備
	項目	技術基準の要求事項			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・線量インテグレーション</li> <li>・機械的ロック機構</li> <li>・ガス消火設備の配管類（埋設部）</li> <li>・室内空気モニタの配管類（埋設部）</li> <li>・ローカルサンプリング装置の配管類（埋設部）</li> <li>・セル系排気設備の配管類（埋設部）</li> <li>・固体廃棄物減容処理施設減容貯槽の配管類（埋設部）</li> <li>・管理区域系排気設備、セル系排気設備、グロープボックス系排気設備、フード系排気設備、予備系排気設備</li> </ul>	
21	換気設備	<p>第二十一条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。</p> <p>一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。</p> <p>二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。</p> <p>三 通気装置を設ける場合にあつては、通気装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、通気装置の放射性廃棄物による汚染の除去又は通気装置の取替えが容易な構造であること。</p> <p>四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。</p>	● 同時確認	<p>【作動検査、処理能力検査（系統補機効率測定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第18条（処理施設及び廃棄施設）に係る検査と同時に進行。</li> </ul> <p>【作動検査（ダンプの閉止確認）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竣工調整及び使用前事業者検査を確認する。</li> <li>・第18条（処理施設及び廃棄施設）に係る検査と同時に進行。</li> </ul> <p>【処理能力検査（系統補機効率測定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気浄化装置の補機効率測定（DOP測定）について、第18条（処理施設及び廃棄施設）に係る検査と同時に進行。</li> <li>・通気装置の汚染の除去及び通気装置の取替えが容易な構造であることとの確認は、フィルタ交換と同時に進行。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排気浄化装置</li> </ul>
22	予備電源	<p>第二十三条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に別し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。</p> <p>第二十四条 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。</p>	● 記録確認	<p>【非常用電源検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電装置及び無停電電源装置の作動について、点検又は巡検の記録確認により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電装置</li> <li>・無停電電源装置</li> </ul>
23	通信連絡設備等	<p>第二十五条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に別し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。</p>	● 保安記録確認	<p>【保安記録確認検査（通信連絡設備）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信連絡設備及び集中監視設備に係る点検の保安記録確認により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送設備</li> <li>・ペーキング設備</li> <li>・加入電話設備</li> <li>・所内内線設備</li> <li>・集中監視設備</li> </ul>
		<p>2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。</p>	● 保安記録確認	<p>【保安記録確認検査（通信連絡設備）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信連絡設備に係る点検の保安記録確認により行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送設備</li> <li>・ペーキング設備</li> <li>・加入電話設備</li> <li>・所内内線設備</li> <li>・避難用誘導設備</li> </ul>
		<p>3 特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。</p>	● 保安記録確認	<p>【保安記録確認検査（退避確認設備）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定消防設備点検に係る点検の保安記録確認を行う。</li> </ul>	

令和4年度 定期事業者検査実績（詳細）

(1/5)

要領書番号	検査項目	設備等	検査年月日
A-001	警報検査（液位異常上昇）	廃液貯槽Ⅰ計測設備	令和4年9月30日
		廃液貯槽Ⅱ計測設備	令和4年9月30日
		廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備	令和4年9月29日
		処理済廃液貯槽計測設備	令和4年9月30日
		排水監視設備計測設備	令和4年9月28日
	警報検査（漏えい検知）	セメント固化装置計測設備	令和5年2月13日
		廃液貯槽Ⅰ計測設備	令和4年9月30日
		廃液貯槽Ⅱ計測設備	令和4年9月30日
		廃棄物管理施設用廃液貯槽計測設備	令和4年9月29日
		処理済廃液貯槽計測設備	令和4年9月30日
A-002	警報検査（温度異常高、炉内負圧低下）	排水監視設備計測設備	令和4年9月28日
		セメント固化装置計測設備	令和5年2月13日
		$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置温度計測制御設備（特別な保全計画に基づく保全実施対象）	令和5年3月27日（保安記録確認検査により実施状況を確認）
		$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備（特別な保全計画に基づく保全実施対象）	令和5年3月27日（保安記録確認検査により実施状況を確認）
A-003	警報検査（セル内負圧低下）	$\alpha$ 焼却装置温度計測制御設備	令和4年8月2日
		$\alpha$ 焼却装置圧力計測制御設備	令和4年8月2日
		$\beta$ ・ $\gamma$ 封入設備圧力計測制御設備	令和4年7月25日
		$\beta$ ・ $\gamma$ 貯蔵セル圧力計測制御設備	令和4年7月25日
	機能検査	$\alpha$ ホール設備圧力計測制御設備	令和4年7月25日
		$\alpha$ 封入設備圧力計測制御設備	令和4年7月25日
		$\beta$ ・ $\gamma$ 封入設備圧力計測制御設備	令和4年9月13日、令和4年9月14日、令和4年9月15日
		$\beta$ ・ $\gamma$ 貯蔵セル圧力計測制御設備	令和4年9月13日、令和4年9月14日、令和4年9月15日
A-004	警報検査（作動・表示）	管理機械棟集中監視設備	令和4年8月9日
		警備所大洗研究所主警報盤	令和4年8月9日
A-005	機能検査（インターロックに係る検査）	セメント固化装置計測設備	令和4年10月12日、令和4年10月13日、令和5年2月15日
B-001	処理能力検査	化学処理装置（特別な保全計画に基づく保全実施対象）	令和5年3月23日（保安記録確認検査により実施状況を確認）
B-002	処理能力検査	廃液蒸発装置Ⅰ	令和4年7月12日、令和4年7月13日
B-003	処理能力検査	廃液蒸発装置Ⅱ	令和4年7月22日、令和4年7月25日
B-013	処理能力検査	セメント固化装置	令和4年10月12日、令和5年2月15日
B-004	処理能力検査	$\beta$ ・ $\gamma$ 圧縮装置Ⅰ	令和4年9月1日
B-005	処理能力検査	$\beta$ ・ $\gamma$ 圧縮装置Ⅱ	令和4年7月29日
B-006	処理能力検査	$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置（特別な保全計画に基づく保全実施対象）	令和5年3月27日（保安記録確認検査により実施状況を確認）
B-007	処理能力検査	$\beta$ ・ $\gamma$ 封入設備	令和4年8月24日
B-008	処理能力検査	$\alpha$ 焼却装置（特別な保全計画に基づく保全実施対象）	令和5年3月24日（保安記録確認検査により実施状況を確認）
B-009	処理能力検査	$\alpha$ ホール設備	令和5年2月21日
B-010	処理能力検査	$\alpha$ 封入設備	令和4年10月13日

要領書番号	検査項目	設備等	検査年月日	
B-011	処理能力検査(系統捕集効率測定)	管理区域系排気設備	廃液処理棟排気設備	令和4年7月26日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅰ排気設備	令和4年7月6日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅱ排気設備	令和4年7月6日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅲ排気設備	令和4年7月11日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅳ排気設備	令和4年7月7日、令和4年7月8日
			$\alpha$ 固体処理棟排気設備	令和4年7月19日、令和4年7月20日、令和4年7月21日
			廃液貯留施設Ⅰ排気設備	令和4年7月27日
			廃液貯留施設Ⅱ排気設備	令和4年7月29日
			有機廃液一時格納庫排気設備	令和4年7月25日
			$\alpha$ 一時格納庫排気設備	令和4年7月15日
			$\alpha$ 固体貯蔵施設排気設備	令和4年7月14日
			管理機械棟排気設備	令和4年7月28日
			B-012	処理能力検査(系統捕集効率測定)
$\beta$ ・ $\gamma$ 貯蔵セル排気設備	令和4年7月7日、令和4年7月8日			
$\alpha$ ホール排気設備	令和4年7月21日、令和4年7月22日、令和4年8月3日			
封入セル排気設備	令和4年8月1日			
C-001	指示精度等検査(点検校正検査; 指示精度検査)	エリアモニタ	$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅰ	令和4年10月25日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅱ	令和4年10月25日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅲ	令和4年10月25日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅳ	令和4年10月25日
			$\alpha$ 固体処理棟	令和4年10月24日
			$\alpha$ 固体貯蔵施設	令和4年10月27日
			廃液処理棟	令和4年10月26日
			廃液貯留施設Ⅱ	令和4年10月26日
	指示精度等検査(点検校正検査; 指示精度検査、計数効率検査)	排気モニタリング設備	$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅰ	令和4年10月25日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅱ	令和4年10月25日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅲ	令和4年10月25日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅳ	令和4年10月25日
			$\alpha$ 固体処理棟	令和4年10月24日
			$\alpha$ 一時格納庫	令和4年10月26日
			$\alpha$ 固体貯蔵施設	令和4年10月27日
			廃液処理棟	令和4年10月26日
			廃液貯留施設Ⅰ	令和4年10月26日
			廃液貯留施設Ⅱ	令和4年10月26日
			有機廃液一時格納庫	令和4年10月26日
			管理機械棟	令和4年10月26日
C-002	指示精度等検査(警報検査)	エリアモニタ	$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅰ	令和4年10月27日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅱ	令和4年10月27日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅲ	令和4年10月27日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅳ	令和4年10月27日
			$\alpha$ 固体処理棟	令和4年10月27日
			$\alpha$ 固体貯蔵施設	令和4年10月27日
			廃液処理棟	令和4年10月27日
			廃液貯留施設Ⅱ	令和4年10月27日

要領書番号	検査項目	設備等	検査年月日	
C-002	指示精度等検査(警報検査)	排気モニタリング設備	$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟 I	令和4年10月27日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟 II	令和4年10月27日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟 III	令和4年10月27日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟 IV	令和4年10月27日
			$\alpha$ 固体処理棟	令和4年10月27日
			$\alpha$ 一時格納庫	令和4年10月26日
			$\alpha$ 固体貯蔵施設	令和4年10月27日
			廃液処理棟	令和4年10月27日
			廃液貯留施設 I	令和4年10月27日
			廃液貯留施設 II	令和4年10月26日
			有機廃液一時格納庫	令和4年10月26日
		管理機械棟	令和4年10月27日	
D-001	線量当量率・放射性物質濃度測定検査	廃液処理棟	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟 I	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟 II	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟 III	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟 IV	令和5年2月20日、令和5年2月22日	
		$\alpha$ 固体処理棟	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
		管理機械棟	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
D-002	線量当量率測定検査	固体集積保管場 I	令和4年10月28日	
		固体集積保管場 II	令和4年10月28日	
		固体集積保管場 III	令和4年10月28日	
		固体集積保管場 IV	令和4年10月28日	
		$\alpha$ 固体貯蔵施設	令和4年10月28日	
D-003	線量当量率・放射性物質濃度測定検査	廃液貯留施設 I	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
		廃液貯留施設 II	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
		有機廃液一時格納庫	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 一時格納庫 I	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 一時格納庫 II	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
		$\alpha$ 一時格納庫	令和4年10月24日、令和4年10月27日、令和4年10月28日	
E-001	負圧確認検査(焼却炉内、廃棄物分類用ボックス内及び灰出しボックス内負圧)	$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置(特別な保全計画に基づく保全実施対象)	令和5年3月27日(保安記録確認検査により実施状況を確認)	
		$\alpha$ 焼却装置(特別な保全計画に基づく保全実施対象)	令和5年3月24日(保安記録確認検査により実施状況を確認)	
E-002	負圧確認検査(セル内等負圧)	セル系排気設備	分類セル排気設備	令和4年7月25日、令和4年7月26日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 貯蔵セル排気設備	令和4年7月25日、令和4年7月26日
			$\alpha$ ホール排気設備	令和4年6月28日
			封入セル排気設備	令和4年6月30日
E-003	作動検査(運転切替)	$\alpha$ 焼却装置	令和4年6月30日	
		$\alpha$ ホール排気設備	令和4年6月28日	

要領書番号	検査項目	設備等	検査年月日	
E-004	作動検査（ダンバの閉止確認）	管理区域系排気設備	廃液処理棟排気設備	令和4年6月27日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅰ	令和4年7月6日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅱ	令和4年7月6日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅲ排気設備	令和4年7月11日
			$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅳ排気設備	令和4年7月7日、令和4年7月8日
			$\alpha$ 固体処理棟排気設備	令和4年6月28日、令和4年6月30日
			廃液貯留施設Ⅰ	令和4年6月27日
			廃液貯留施設Ⅱ	令和4年6月27日
			有機廃液一時格納庫排気設備	令和4年6月27日
			$\alpha$ 一時格納庫排気設備	令和4年7月15日
			$\alpha$ 固体貯蔵施設排気設備	令和4年7月14日、令和4年7月15日
			管理機械棟排気設備	令和4年6月27日
			セル系排気設備	分類セル排気設備
			$\beta$ ・ $\gamma$ 貯蔵セル排気設備	令和4年7月7日、令和4年7月8日
	$\alpha$ ホール排気設備	令和4年6月28日		
	封入セル排気設備	令和4年6月30日		
E-005	排気確認検査	廃液貯槽Ⅱ	令和4年9月12日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 一時格納庫Ⅰ	令和4年7月14日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 一時格納庫Ⅱ	令和4年7月14日	
		$\alpha$ 一時格納庫	令和4年7月15日	
E-006	排気確認検査	化学処理装置	令和4年9月12日	
		廃液蒸発装置Ⅰ	令和4年9月12日	
		廃液蒸発装置Ⅱ	令和4年9月12日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 圧縮装置Ⅰ	令和4年7月14日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 圧縮装置Ⅱ	令和4年7月14日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置	令和4年7月14日	
		セメント固化装置	令和4年9月12日	
E-007	漏えい検査（目視確認及び検知器不作動）	廃液蒸発装置Ⅰ	令和4年7月12日	
		廃液蒸発装置Ⅱ	令和4年7月22日	
F-001	作動検査（安全制御機能作動検査）	$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置温度計測制御設備（特別な保全計画に基づく保全実施対象）	令和5年3月27日（保安記録確認検査により実施状況を確認）	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 焼却装置圧力計測制御設備（特別な保全計画に基づく保全実施対象）	令和5年3月27日（保安記録確認検査により実施状況を確認）	
		$\alpha$ 焼却装置温度計測制御設備（特別な保全計画に基づく保全実施対象）	令和5年3月24日（保安記録確認検査により実施状況を確認）	
		$\alpha$ 焼却装置圧力計測制御設備（特別な保全計画に基づく保全実施対象）	令和5年3月24日（保安記録確認検査により実施状況を確認）	
F-002	作動検査（漏えい検知）	化学処理装置	令和4年7月15日	
		廃液蒸発装置Ⅰ	令和4年7月15日	
		廃液蒸発装置Ⅱ	令和4年7月15日	
		排水監視設備	令和4年7月15日	
F-003	作動検査（液位異常上昇検知、漏えい検知）	$\alpha$ 固体処理棟廃液予備処理装置	令和4年7月27日	
		$\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	令和4年9月27日、令和4年11月17日、令和5年1月20日	
		$\alpha$ 固体処理棟廃液予備処理装置	令和4年7月27日	
		廃棄物管理施設用廃液貯槽	令和4年9月27日	
F-004	作動検査（漏えい検知）	廃液貯槽Ⅰ	令和4年8月10日	
F-005	作動検査（クレーン作動）	$\beta$ ・ $\gamma$ 貯蔵セルセル内クレーン	令和4年7月25日	

要領書番号	検査項目	設備等	検査年月日	
F-006	作動検査(クレーン作動)	$\beta$ ・ $\gamma$ 封入設備セル内クレーン	令和4年7月25日	
		$\alpha$ ホール設備セル内クレーン	令和4年7月28日	
		$\alpha$ 封入設備セル内クレーン	令和4年7月28日	
F-007	作動検査(クレーン作動)	固体集積保管場Ⅱ荷役設備	令和4年7月26日	
		固体集積保管場Ⅲ荷役設備	令和4年7月13日	
		$\alpha$ 固体貯蔵施設荷役設備	令和4年7月13日	
F-008	作動検査(空気サンプリング設備作動)	$\alpha$ 固体貯蔵施設貯蔵孔内空気サンプリング設備	令和4年7月14日、令和4年7月15日	
F-009	保安記録確認検査	消防設備	令和4年6月15日	
		自動火災報知設備	令和4年6月15日	
F-010	性能検査	通信連絡設備	敷地内の通信連絡設備(構内一斉放送設備)	令和4年11月30日
			大洗研究所外通信連絡設備	令和4年11月28日
			大洗研究所内通信連絡設備	令和4年11月28日
G-001	保安記録確認検査(保安活動)	廃棄物管理施設の保安活動	令和5年3月22日、令和5年3月23日、令和5年3月24日 令和5年3月27日、令和5年3月28日	